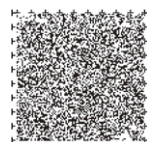


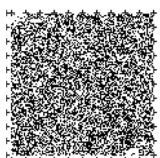
第4期 狭山市地域福祉計画

人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち



令和3年3月
狭山市





ごあいさつ

本市では早くから地域における福祉に目を向け、平成12年策定の第1期狭山市地域福祉計画『さやま福祉プラン21』をはじめ、平成27年策定の第3期狭山市地域福祉計画『狭山市地域福祉推進計画』まで、地域の皆様や様々な関係者との協働のもと、これらの計画に基づき、地域福祉に関する取り組みを進めて参りました。

今般、新型コロナウイルス感染症の脅威が社会を襲い、「地域」の大切な要素である「人と人とのつながり」を持つ機会が減るなどの困難に直面いたしました。『新しい生活様式』の必要性に迫られた中では、これからの地域福祉において、私たちが優先的に取り組んでいかなければならない課題が明らかになったと考えています。

こうした中で策定した『第4期狭山市地域福祉計画』では、前計画からの理念である「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」を引き継ぎ、自助、共助、公助により、互いの強みを生かしながら協力・連携し、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創る『地域共生社会』の実現を目指した方針や取り組みを示しました。

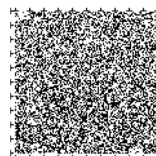
今後は、これまで以上に市民の皆様、地域の福祉活動団体や事業者、学校関係、企業等、皆様との連携を深め、本計画の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご協議いただきました第4期狭山市地域福祉計画策定専門部会の皆様をはじめ、答申をいただいた社会福祉審議会の皆様、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様や地域福祉活動団体の方々、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。



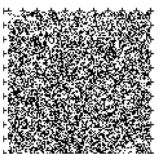
令和3年3月

狭山市長 小谷野 剛



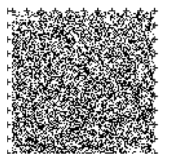
音声コードを印刷しています

本計画書では、視覚障害のある人のため、各ページの下部に音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

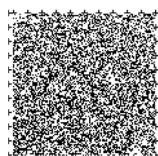


目次

はじめに.....	1
1. 暮らしの中の福祉.....	2
2. 重要なことばの意味について.....	5
(1) 地域福祉とは.....	5
(2) 自助、共助、公助とは.....	5
(3) 『地域共生社会』とは.....	6
第1章 計画の策定にあたって.....	7
1. 計画策定の背景と趣旨.....	8
(1) 計画策定の背景.....	8
(2) 計画策定の趣旨.....	9
2. 計画の位置づけと性格.....	9
(1) 行政計画における本計画の位置づけ.....	9
(2) 本計画と社会福祉協議会の活動計画との関係.....	10
(3) 『地域共生社会』の実現を目指した計画の策定.....	10
(4) 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係.....	11
3. 計画の期間.....	12
4. 計画の策定体制.....	13
(1) 策定組織と取り組み.....	13
(2) 意識調査等の内容.....	14
5. 地域の範囲.....	15
第2章 狭山市の地域福祉の現状と課題.....	17
1. 地域福祉に関する狭山市の現状と課題.....	18
(1) 市民全体.....	18
(2) 高齢者.....	23
(3) 障害者.....	25
(4) 子ども・子育て世帯.....	28
(5) 困難を抱えた人・世帯.....	31
(6) 地域福祉活動団体等.....	33
2. 新しい生活様式の検討.....	36
3. 狭山市地域福祉推進計画（第3期計画）の取り組みの状況.....	37
4. 課題の解決に向けて.....	38



第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念	40
2. 基本目標	41
3. 施策の体系図	42
第4章 施策の展開	43
第4章の読み方	44
基本目標 1 人と人のつながりづくりを進めます	45
施策1 地域福祉に関わる人を増やし、育てます	45
施策2 地域住民同士や地域のつながりを深めます	47
施策3 相談ごとなどをまるごと受け止める、包括的な支援体制の整備を進めます	50
【解説】狭山市トータルサポート体制とは？	53
基本目標 2 健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます	55
施策1 全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます	55
施策2 心身ともに健康でいつまでも住み続けられるまちを目指します	58
施策3 防災・防犯の意識を高め、安全・安心な地域づくりを進めます	61
施策4 権利が守られ、お互いを尊重し合える地域を育みます	64
基本目標 3 地域福祉を推進する仕組みづくりを進めます	67
施策1 団体や事業者の地域福祉活動を支援します	67
施策2 団体や事業者同士が互いに協力し合える体制づくりを進めます	70
施策3 地域福祉活動への地域住民の参加を促進します	72
第5章 計画の推進と評価	75
1. 計画の進行管理	76
2. 計画の評価	76
3. 計画の推進体制	76
資 料 編	77
1. 計画策定の経過	78
2. 狭山市社会福祉審議会	79
3. 狭山市地域福祉庁内推進会議	84



はじめに

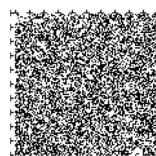
P1

1. 暮らしの中の福祉

P2

2. 重要なことばの意味について

P5



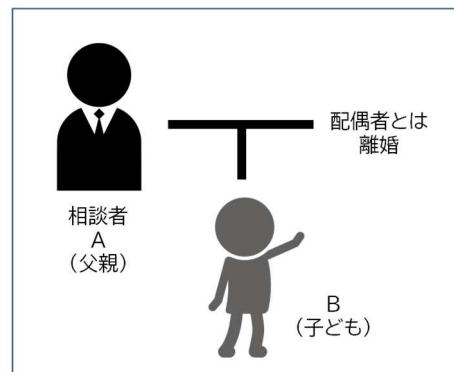
1. 暮らしの中の福祉

狭山市内で実際にあった福祉のワンシーンです。

●ひとり親世帯のお話

困りごとを抱えた A さんは、どこへ相談していいかわからず、市役所へ行くとトータルサポート推進室へ案内されました。

「家賃を滞納してしまい、今日中に家を出ていかなければならなくなった。次の家が見つからず、小学校へ行っている子ども（B）が帰って来るまでに何とかしたいが、どうしたら良いのかわからない。」



トータルサポート推進室の相談員はこれまでの経緯や所持金を確認したのち、まずは小学生の B さんについて家庭児童相談室より児童相談所に連絡し、子どもの安全を確保するなどの対応を行いました。

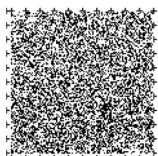
住居の確保が最優先事項であったため、住居支援に携わる NPO 法人に連絡すると、すぐに世帯の状況に合わせた物件の紹介があり、即、内見したところ、その場で契約が成立し、A さんは新しい住居を確保することができました。

住所変更や B さんの転校手続き等は相談員が A さんに同行して行い、児童扶養手当の申請が漏れていたことがわかり、新たに申請することもできました。

A さんは新型コロナウイルス感染症の影響により就業が不安定になり、今回の事態に陥ったことから安定的な就労への希望があり、相談員は暮らし・しごと支援センターさやまを紹介。また、家賃の支払いによる安定した日常生活の崩壊を防ぐため、住居確保給付金の申請を一緒に行いました。

さらに、B さんの放課後の居場所を確保するため、学習支援事業を行う NPO 法人と面談、B さんはすぐ次の回からの学習教室に参加できることになりました。

新しい住まいになったため、B さんは転校になったものの、現在は楽しく学校へ通い、学習支援の現場でも同世代の子どもたちと楽しそうに話している姿が見られるようになりました。A さんは就労支援を継続しつつも、現在の職場が安定してきて、家族に平穏な日常が戻ってきたようです。



【関わりのあった主な機関等】

- **トータルサポート推進室**・・・断らない相談窓口として、複雑化した問題をまるごと受け止め、解決を図る市役所内機関。関係する機関との連携や調整を行う。相談者に対しては、積極的に出向いての支援も行います。
- **家庭児童相談室**・・・保護者や児童からの相談を受け付ける子ども家庭総合支援拠点。市役所内機関のひとつ。
- **NPO法人**・・・民間の、営利を目的とせず社会的活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。住居支援や学習支援など、福祉に関わる活動を行っている団体が数多く存在します。
- **くらし・しごと支援センターさやま**・・・生活に困窮されている方が生活保護に至る手前の段階で早期に自立できるように、専門の相談員を配置した相談窓口。経済的な問題だけでなく、心身や家庭の問題など複合的な問題に対応し、自立した生活を営めるように相談と支援を行っています。

●車イスの方のお話

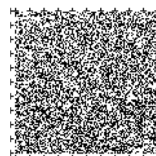
車イスを使用している C さんは、週に1度、近所のスーパーマーケットで買い物をします。ある日 C さんが買い物をしていると、1番低い棚の品物を買おうとしたところで、近くにいた D さんに声をかけられました。

「品物お取りしましょうか？」

品物を取ってもらい、話を聞くと、D さんはつい先日、**あいサポーター**になったとのこと。D さんはあいサポーター研修で、車イスの方は高いところにある物だけでなく、低いところにある物も取りづらいということを知ったため、声をかけたとのことでした。

【関わりのあった主な機関等】

- **あいサポーター**・・・障害のある人にちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポート運動に共感し、あいサポーター研修を受けた人。



●老人ホームでのお話

高齢者のEさんは認知症と脳梗塞の後遺症から、特別養護老人ホームで生活していました。長女のFさんがEさんの金銭管理をしていましたが、Fさん自身が精神的な不安定さから、仕事ができず、Eさんのお金を自分の生活費に使うようになってしまいました。

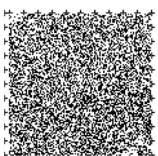
Eさんの老人ホームの施設利用料が滞納されるようになり、このままでは退所しなければならなくなってしまうことから、老人ホームから相談を受けた**長寿安心課**は、Fさんの行為を経済的虐待と認め、金銭管理等を第三者に委ねるべく、**成年後見人等**の審判請求を家庭裁判所に申し立てました。

成年後見人が選任されたことで、Eさんは老人ホームでの生活を続けられることになりました。また、FさんもEさんに関わってくれる人ができたことで、精神的に余裕が生まれたのか、Eさんへの対応が柔らかくなり、親子の仲も以前より良くなったようです。

【関わりのあった主な機関等】

- 特別養護老人ホーム**・・・在宅での生活が困難になった介護度の高い高齢者が入居できる公的な「介護保険施設」のひとつ。
- 長寿安心課**・・・高齢者保健福祉サービスの総合相談と介護保険に係る業務を行っている市役所内機関のひとつ。
- 成年後見人等**・・・認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度であり、「後見」「保佐」「補助」の3つから、判断能力の程度など本人の事情やどのような保護・支援が必要かなどを考慮して家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合があります。

暮らしの身近なところに、福祉は関わっています。



2. 重要なことばの意味について

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

(2) 自助、共助、公助とは

地域福祉の問題の解決のためには、一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士の支え合い（共助）、公的な福祉サービスや支援（公助）の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携して取り組んでいくことが必要です。

【自助】自分や家族でできることを行うこと

- 例えば…
- ・自分の抱える問題について自ら解決に向けて行動する
 - ・一人で解決できない時は誰かに相談する
 - ・体力づくり健康づくりに励む
 - ・家族での話し合い、支え合い など



【共助(互助※)】近所や地域の住民同士が力を合わせて問題に取り組むこと

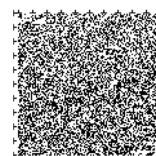
- 例えば…
- ・自治会や地域の活動への参加
 - ・近所や友人との交流や支え合い
 - ・ボランティア団体を立ち上げる など

※本計画において「互助」は共助に含めています



【公助】行政機関で行うサービスや支援

- 例えば…
- ・公的福祉サービスを提供する
 - ・相談支援体制を整える
 - ・住民の地域福祉活動を支援する など

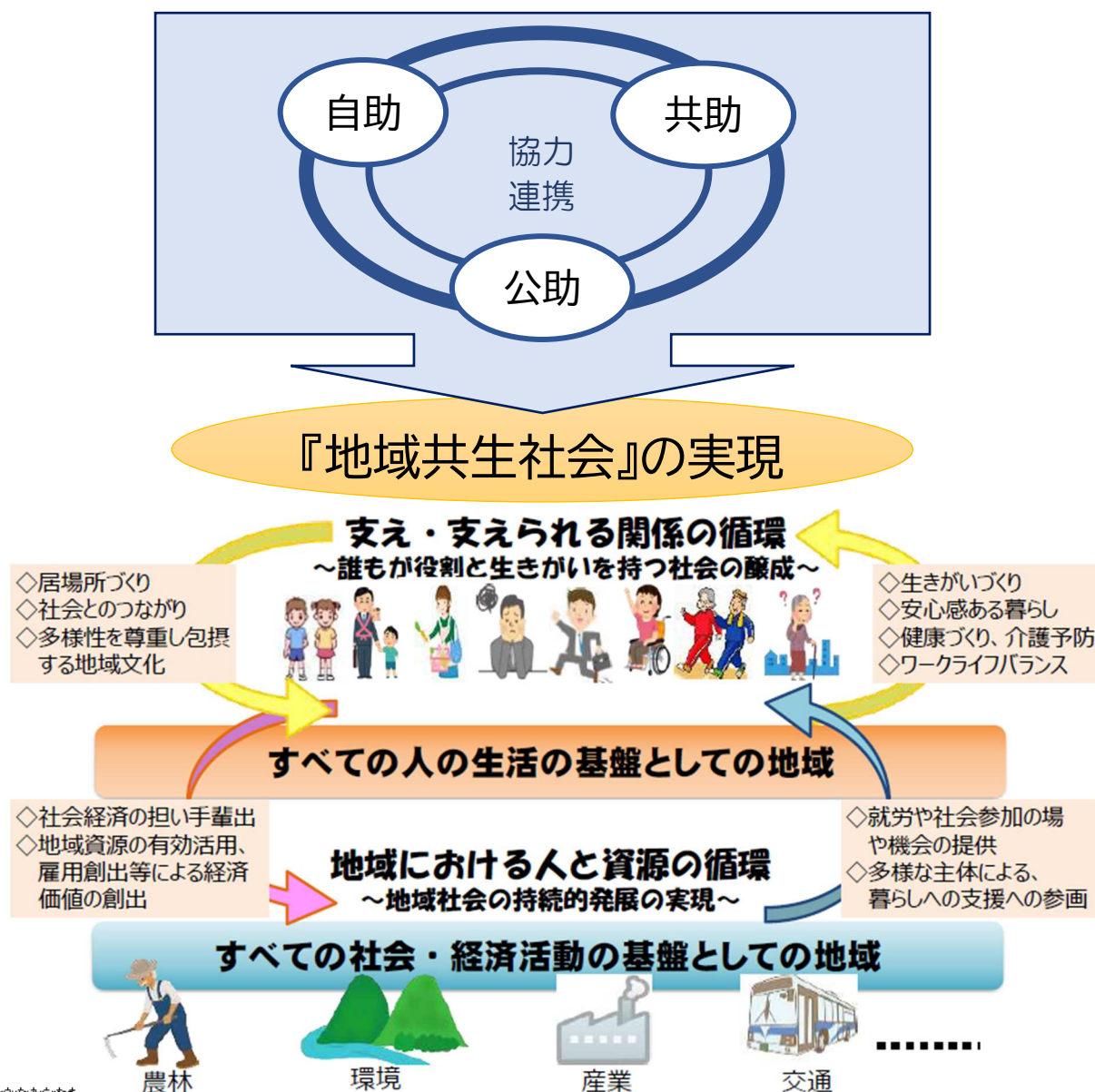


(3)『地域共生社会』とは

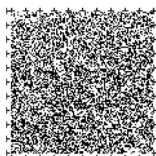
人々の暮らしの変化や社会構造の変化により、地域福祉の問題の解決のためには、行政の制度・分野ごとの『縦割り』や、福祉の「支える側」「支えられる側」といった枠を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の問題に取り組むことも必要とされてきています。地域住民や地域が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりが生きがいや役割を持って、地域をともに創っていくことのできる社会を『地域共生社会』といいます。

ある時期に支えてもらった人が、別の時期や別の場面で、できることを役立てて支える側にもなれる社会や、行政や相談機関は相談事をたらい回しにせず受け止めて、地域住民や団体、企業などと一緒に地域のつながりの中から問題の解決を図れる社会、本市ではこうした『地域共生社会』の実現を目指すことで、地域福祉の推進を図っていきます。

■地域福祉推進のイメージ図



『地域共生社会』のイメージ図（厚生労働省作成資料）



第1章 計画の策定にあたって

P7

- 1. 計画策定の背景と趣旨 P8
- 2. 計画の位置づけと性格 P9
- 3. 計画の期間 P12
- 4. 計画の策定体制 P13
- 5. 地域の範囲 P15

はじめに

第1章

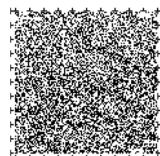
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

①第1期・第2期地域福祉計画までの経緯

合計特殊出生率が過去最低となった平成2年の1.57ショックから続く少子化傾向や、団塊の世代の斉退職問題などに対して福祉政策改革の必要性が論じられる中、平成12年の地方分権一括法施行により、これまで国が主体となって実施してきた多くの福祉関係の施策が地方公共団体に移譲され、市町村がその実施主体となりました。

こうした中で、社会福祉事業法が改正されるとともに、介護保険制度が開始され、市町村が主体となって、地域住民や様々な関係者を含めて福祉行政を推進する時代となりました。本市においてもこうした地域福祉の考え方は、平成12年3月策定の第1期狭山市地域福祉計画「さやま福祉プラン21」を始め、平成22年からの第2期、平成27年からの第3期計画に引き継がれています。

②第3期計画から現在までの経緯

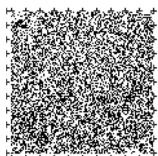
第3期の計画である「狭山市地域福祉推進計画（以下「前計画」という。）」は、本市が策定する「狭山市地域福祉計画」と、社会福祉法第109条に規定される社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が民間組織の立場から地域福祉の推進を図ることを目的に策定した「狭山市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。この計画により、社協との連携の中、地域住民のつながりを深め、地域福祉活動を活性化させることを目標に各種施策を展開して来しました。

しかしながら、この間にも少子高齢化・人口減少は進み、核家族や単身世帯の増加とともに社会的孤立などが問題となり、また、経済のグローバル化や産業構造においてサービス業の比率が高くなることで、社会の価値観の多様化や非正規雇用の増大など雇用環境が変化する中、人々が暮らしていくうえでの問題は、高齢者、障害者、児童、生活困窮者などの福祉分野から労働、教育、住まいの問題など複数の分野にまたがって絡み合い、複合化・複雑化してきています。

③現在の国の取り組み

国ではこうした社会情勢の変化に対応するため、平成30年4月1日に社会福祉法を一部改正し、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の中で、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されました。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、健康・福祉部門の「上位計画」として位置づけるとともに、健康・福祉部門の各種個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療部門と、労働、教育、住まい及び地域再生に関する部門との連携を確保して策定する必要があるとしています。

またこの流れの中で、令和3年4月1日にも社会福祉法が一部改正されることとなり、改めて『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制整備について盛り込まれた内容となっています。



(2) 計画策定の趣旨

本市では、トータルサポート推進室の設置やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）※1の配置、市民主体の全世代型拠点への支援など、国のガイドライン等で示された包括的な支援体制の整備や地域福祉に関する取り組みを積極的に進めてきましたが、前計画の計画期間が令和3年3月に満了を迎えるにあたり、こうした取り組みを引き継ぐとともに、社会福祉法の改正趣旨や新たな課題に対応する必要があることから、新たに「第4期狭山市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

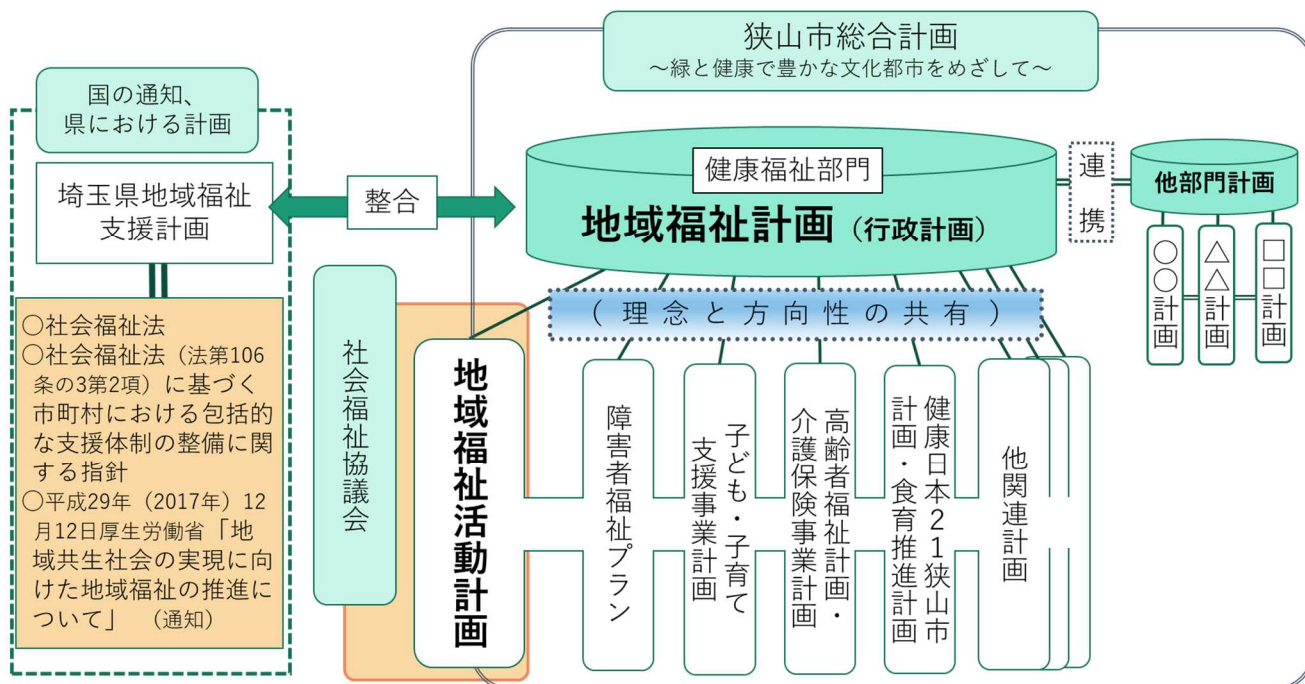
2. 計画の位置づけと性格

(1) 行政計画における本計画の位置づけ

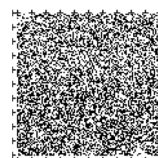
本計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画です。

また、本計画は狭山市総合計画に基づく計画として、高齢者、障害者、児童、その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項を示すほか、健康福祉部門の各種個別計画の「上位計画」として、地域福祉に関する基本理念と方向性を示す計画とします。

■ 地域福祉計画の位置づけのイメージ図



※1 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)
社協が支部社協単位で設置し、個別支援や地域支援にあたる職員。地域と連携して問題の解決を図ることを役割としています。



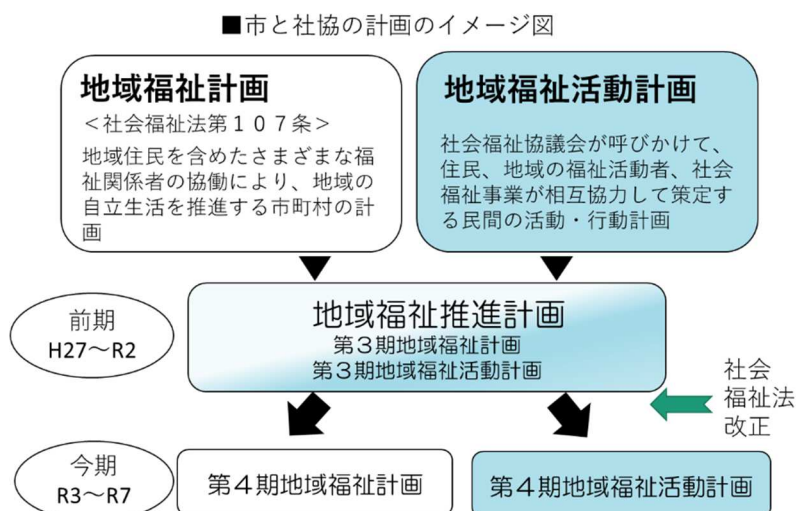
(2)本計画と社会福祉協議会の活動計画との関係

「前計画」は市と社協の計画をひとつにまとめていたことから、計画の進捗管理や、計画に基づく活動を合同で実施し、地域福祉の推進に一定の成果を果たしてきました。しかしながら、市と社協それぞれの立場から横断的に推進すべき取り組みについても、その分担や役割、責任の所在があいまいになるなどの弊害もありました。

そこで、「本計画」においては、計画の位置付けと役割分担を明確にするため、市と社協がそれぞれの計画を同時期に策定することとしながらも、両計画の相互連携を図ることとしました。

なお、市が策定する「本計画」は、地域福祉の推進に向けた、理念をはじめ、市や社協、地域の役割を示す行政計画です。

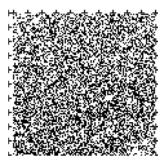
これに対して、社協が策定する新たな「狭山市地域福祉活動計画」は、市が策定する「本計画」と整合性が図られた活動計画で、地域住民が行う地域福祉活動を中心とした具体的な取り組みを示すものです。



(3)『地域共生社会』の実現を目指した計画の策定

地域福祉とは、地域住民自ら取り組む自助、近所での支えあいをはじめ、NPO、事業者、社会福祉協議会等が地域で協力して取り組む共助と、これらを支援する行政施策や福祉サービスの公助とが連携して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方であり、誰もが住みなれた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らしていくための地域づくりを実現するためのものです。この考え方は社会福祉法第4条に規定されており、これを受けて本計画は、市と地域住民を含めた多様な主体の役割や責務を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域の課題を解決していく『地域共生社会』の実現を目指した計画とします。

また、令和3年4月より施行される改正社会福祉法第6条では、地方公共団体に対する責務として、地域生活課題の解決に向けての支援が包括的に提供される体制の整備や、その推進にあたって、保健医療、労働、教育、住まいや地域再生に関する施策など、各種の関連政策分野との連携について言及しており、市としても、こうした連携を基盤とした、包括的な支援体制を整備します。



(4)「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係

「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

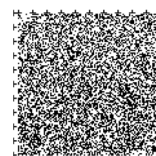
SDGsの地球上の「誰一人取り残さない」という理念は、本計画における目指すべき方向性と同様であることから、計画の推進をととしてSDGsの達成へ貢献します。

■本計画に関連する主なSDGsのゴールと本計画における施策の例

 1 貧困をなくそう	ゴール1 貧困をなくそう 例 生活に困難を抱える人や世帯への支援を行います (2-1-1)	 3 すべての人に健康と福祉を	ゴール3 すべての人に健康と福祉を 例 健康づくりの意識啓発を行い、住み慣れた家と地域で長く過ごせるようにします (2-2-1)
 4 質の高い教育をみんなに	ゴール4 質の高い教育をみんなに 例 地域福祉に関する理解の機会を増やします (1-1-1)	 8 働きがいも経済成長も	ゴール8 働きがいも経済成長も 例 地域での交流をとおした、生きがいづくりの機会や場を設けます (1-2-1)
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう 例 ICT 等を活用し、地域の拠点に行けない人や様々な文化を持つ人とも仲間づくりができ、つながることができる環境を整えます (1-2-3)	 10 人や国の不平等をなくそう	ゴール10 人や国の不平等をなくそう 例 多様性への理解や人権擁護など、福祉に関する意識啓発を図ります (2-4-1)
		 11 住み続けられるまちづくりを	ゴール11 住み続けられるまちづくりを 例 地域の防災力の向上を図り、いざという時の備えをします (2-3-1)
 16 平和と公正をすべての人に	ゴール16 平和と公正をすべての人に 例 虐待の早期発見・早期対応のための体制整備を進めます (2-4-2)	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう 例 地域での困りごとや相談を受け止める体制整備を進めます (1-3-2)

※()の数字は、第4章における基本目標—施策—主なとりくみの番号

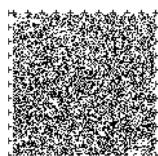
例:(2-1-1)…基本目標2の施策1の主なとりくみ(1)



3. 計画の期間

第4期狭山市地域福祉計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間で計画期間とします。

		平成 28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)
狭山市	総合計画	第4次基本構想 H28～R7									
		前期基本計画 H28～R2					後期基本計画 R3～R7				
	地域福祉計画	地域福祉推進計画 (第3期計画) H27～R2					第4期地域福祉計画 R3～R7				
	地域福祉活動計画 (狭山市社会福祉協議会)						第4期地域福祉活動計画 R3～R7				
	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期 H27～H29		第7期 H30～R2			第8期 R3～R5				
	障害者福祉プラン	第3次 H27～H29		第4次 H30～R2			第5次 R3～R5				
	子ども・子育て 支援事業計画	第1期 H27～R元				第2期 R2～R6					
	自殺対策計画					R元～R5					
	男女共同参画プラン	第3次 H24～H28	第4次 H29～R3								
	健康日本21狭山市計画・ 食育推進計画	第3次 H24～H28	第3次 H29～R3								
	国民健康保険 特定健康診査等実施計画	第2期 H25～H29		第3期 H30～R5							
	データヘルス計画	第1期 H28～H29		第2期 H30～R5							
	地域防災計画										
県	地域福祉支援計画	第4期 H27～H29		第5期 H30～R2			第6期 R3～R5				
国	社会福祉法	●改正(H29.6公布) ●改正(R2.6公布)									
	地域共生社会推進検討会	●最終とりまとめ（R元.12）									



4. 計画の策定体制

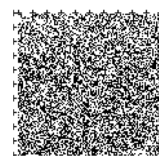
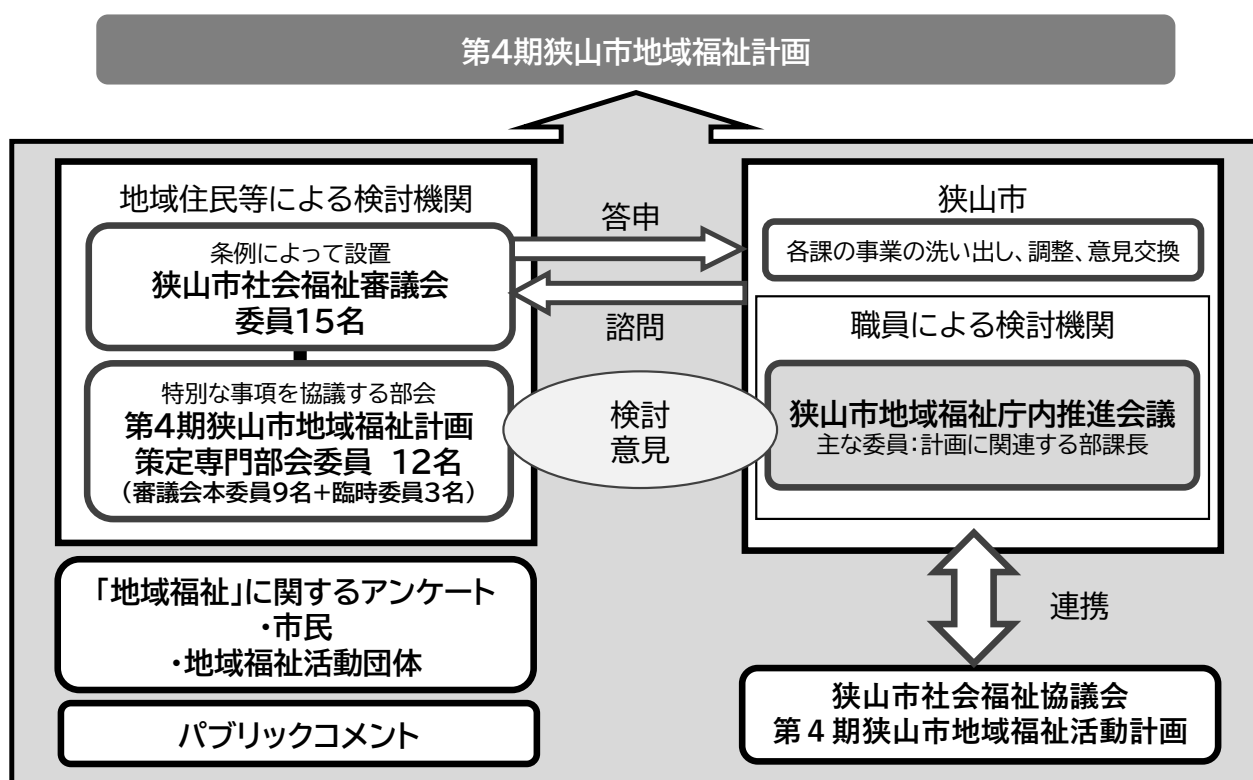
(1) 策定組織と取り組み

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者等から構成される社会福祉審議会において、前期計画策定委員会の後継機関である狭山市地域福祉推進市民会議委員と公募の市民を加えた第4期地域福祉計画策定専門部会を設置して意見を伺いました。

併せて、庁内関係所管で構成する地域福祉庁内推進会議において協議・検討を行うとともに、関係各課との調整、社協と連携し計画策定に取り組みました。

また、市民の意見を把握し、本計画に反映させるため、アンケートによる意識調査やパブリックコメントを実施しました。

【計画の策定体制】



(2)意識調査等の内容

本計画の策定にあたっては、令和元年度に地域福祉に関する意識調査として、市内に居住する 18 歳以上の市民を対象とした市民アンケートと、地域で福祉活動を行う団体を対象とした団体アンケートを実施しました。また、令和 2 年には計画案をとりまとめた後、パブリックコメントを実施しました。

①狭山市の「地域福祉」に関する市民アンケート調査

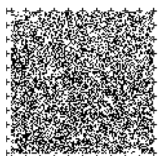
- ・調査対象：市内に居住する 18 歳以上の人 1,999 人（無作為抽出）
- ・調査期間：令和元年 12 月 2 日から令和元年 12 月 27 日まで
- ・調査方法：郵送による配付・回収
- ・回収状況：配布数 1,999 通 有効回収数 811 通 有効回収率 40.57%

②狭山市の「地域福祉」に関する団体アンケート調査

- ・調査対象：市内に事務局等を置く地域福祉活動団体等 235 団体
- ・調査期間：令和元年 12 月 2 日から令和元年 12 月 27 日まで
- ・調査方法：郵送による配付・回収
- ・回収状況：配布数 235 通 有効回収数 160 通 有効回収率 68.09%

③パブリックコメント

- ・実施期間：令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日まで
- ・閲覧場所：市役所（1 階福祉政策課、1 階情報公開コーナー）、各地区センター（地域交流センター）、各公民館、各図書館、公式ホームページ
- ・意見数： 5 件（3 人）



5. 地域の範囲

本計画では、対象とする地域を市全体と位置付け、施策を展開するとともに、3層の重層的な圏域を想定し、それぞれの圏域が連携して地域福祉の推進を図れる体制の整備を進めます。

【第1層：市全域】

市全域を範囲として、本計画において、施策を展開する圏域。市全体の総合的な施策や、福祉分野を横断した対策、第2層、第3層の活発化に向けた支援を、社会福祉協議会等と連携して取り組みます。

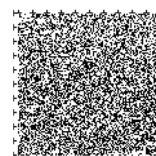
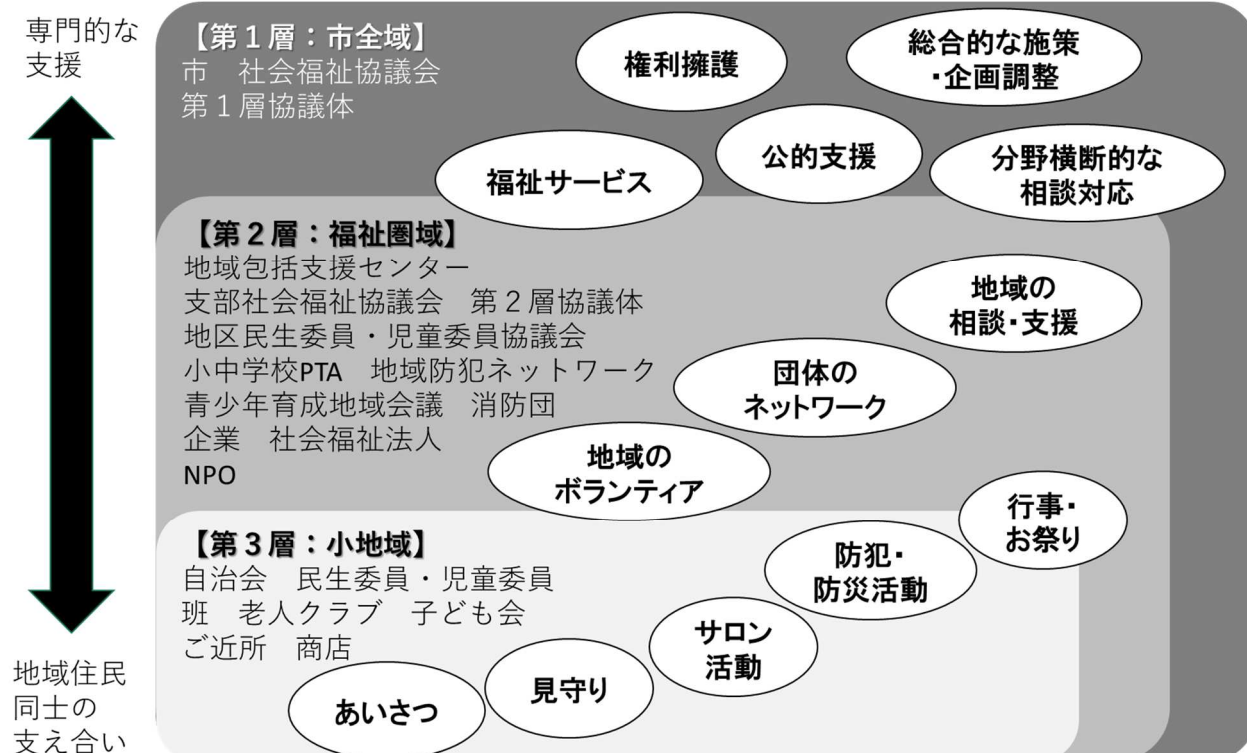
【第2層：福祉圏域】

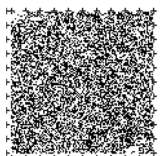
小中学校区や地域包括支援センターの管轄区など、ある程度まとまった地域を範囲として、地域住民や団体、事業者の人たちが協力して福祉活動を行う圏域。この層が厚くなることにより、市民一人ひとりが自分らしく、安心して暮らせる地域づくりが成り立ちます。

【第3層：小地域】

市民の一番身近な圏域。市民一人ひとりが、ご近所の交流や自治会の活動をとおして住みよい地域づくりを行っていく必要があります。

■圏域のイメージ





第2章 狭山市の地域福祉の現状と課題 P17

- 1. 地域福祉に関する狭山市の現状と課題 P18
- 2. 新しい生活様式の検討 P36
- 3. 狭山市地域福祉計画推進計画
（第3期計画）の取り組みの状況 P37
- 4. 課題の解決に向けて P38

第2章では、統計情報や各種のアンケート結果などから浮かび上がる課題を地域福祉の視点で以下の3つに振り分け、それぞれにピクトグラムと呼ばれる視覚記号（絵文字）を割り当て、わかりやすく表現しています。

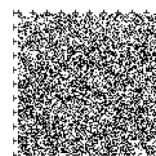
人と人のつながりに関すること



地域や暮らしに関すること



地域福祉活動に関すること



1. 地域福祉に関する狭山市の現状と課題

(1) 市民全体

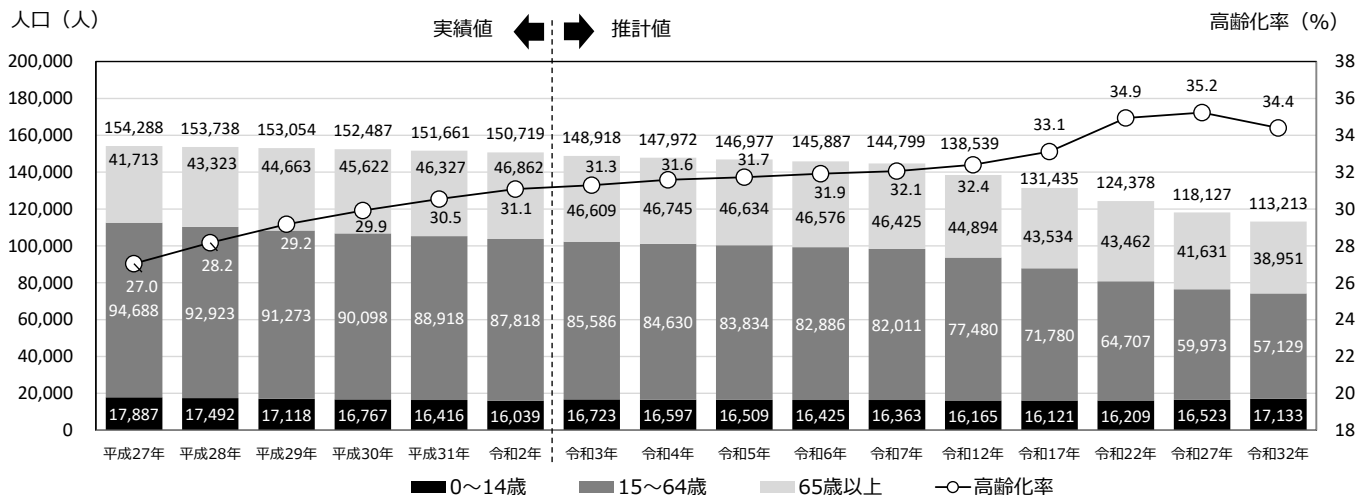
■統計データから読み取れる狭山市の現状■

人口

狭山市の人口はゆるやかな減少傾向にあります。令和 2 年 1 月 1 日時点の総人口は 150,719 人で、平成 27 年からの 5 年間で 3,569 人減少しました。年齢区分別にみると、0 歳から 14 歳までと、15 歳から 64 歳までの人口は減少する一方、65 歳以上の人口は増加し、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合である高齢化率は年々上昇しています。

また、平成 27 年度に策定された、狭山市の人口の現状と将来の展望を示す人口ビジョンでは、総人口は今後も減少傾向が継続すること、65 歳以上の人口は令和 4 年に最多となりその後減少、高齢化率は令和 27 年まで伸び続けると推計しています。

【狭山市の人口と高齢化率の推移】

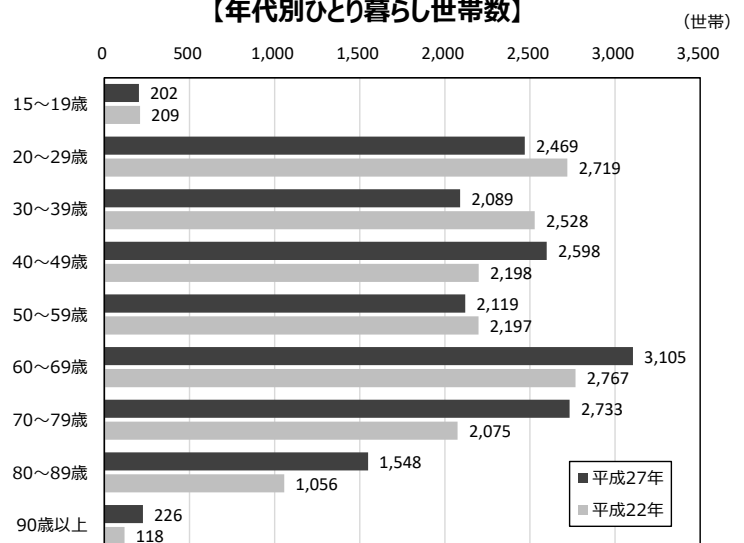


資料：平成 27 年～令和 2 年（住民基本台帳、各年 1 月 1 日時点）、令和 3 年～32 年（狭山市人口ビジョンによる推計）

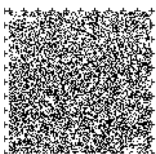
ひとり暮らし世帯数

狭山市のひとり暮らし世帯数は、平成22年と平成27年を比較すると、20歳代、30歳代では減少していますが、40歳代と60歳代以上の年代のひとり暮らし世帯数が増加しており、高齢者のひとり暮らしが増えていることがわかります。

【年代別ひとり暮らし世帯数】



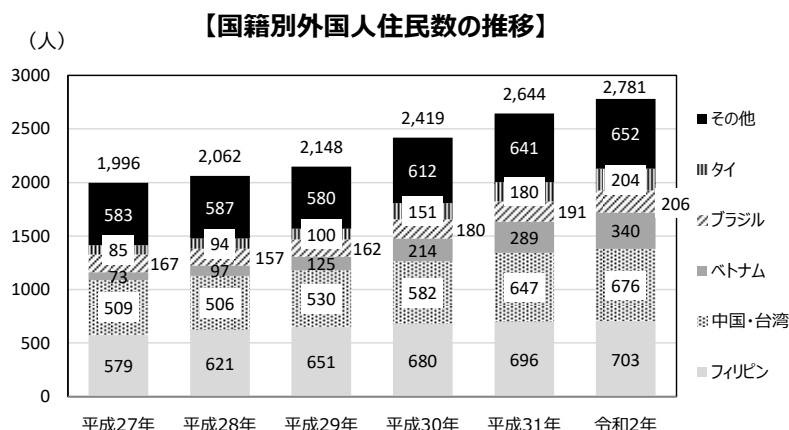
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）



在住外国人

外国籍の住民数は年々増加しており、令和2年には2,781人と、平成27年から785人、39.3%の増加となっています。

国籍では、フィリピン、中国・台湾、ベトナム、ブラジル、タイの順で住民が多くなっています。



資料：市民課（各年4月1日時点）

統計から読み取れるキーワード

	人口はゆるやかに減少するが、高齢化率は伸び続ける
	高齢者のひとり暮らしが増加傾向
	在住外国人は増加傾向であり、国籍は様々

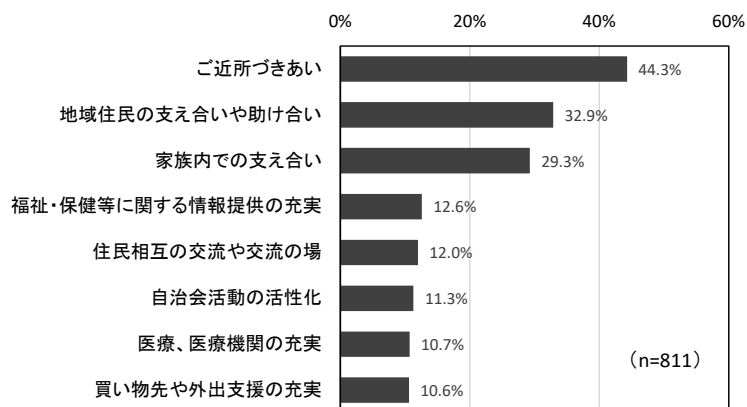
アンケートから読み取れる狭山市の現状

暮らしやすい地域

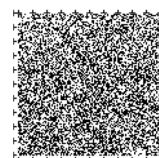
地域福祉に関する市民アンケートで、【暮らしやすい地域にするために必要と思うこと】については、「ご近所づきあい」が44.3%と最も多く、次いで「地域住民の支え合いや助け合い」が32.9%となっており、地域を暮らしやすいものとするために、交流や支え合いを重視していることがわかります。

【暮らしやすい地域にするために必要と思うこと】

※10%を超える回答を抜粋



資料：地域福祉に関する市民アンケート（令和元年度）

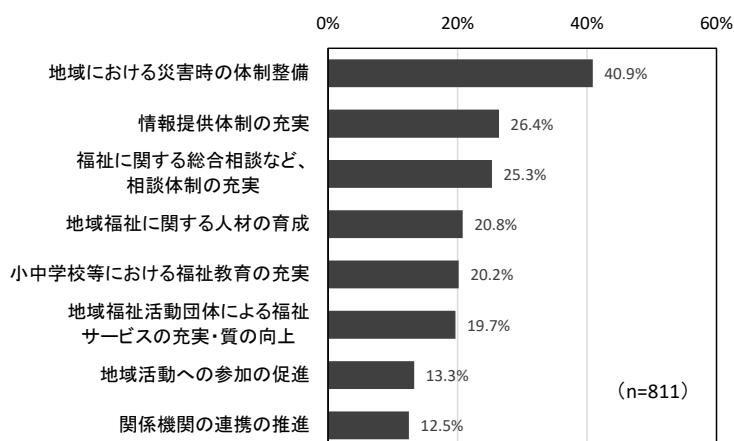


市や社協が取り組むこと

地域福祉を充実させるために市や社協が優先的に取り組むべきと思うことでは、「地域における災害時の体制整備」が40.9%と最も多く、次いで「情報提供体制の充実」(26.4%)、「福祉に関する総合相談など、相談体制の充実」(25.3%)となっています。近年深刻化している自然災害を念頭にしたご意見とともに、情報が得やすく相談しやすい環境の整備への要望が高いことがわかります。

【地域福祉充実のために市や社協が優先的に取り組むべきと思うこと】

※10%を超える回答を抜粋

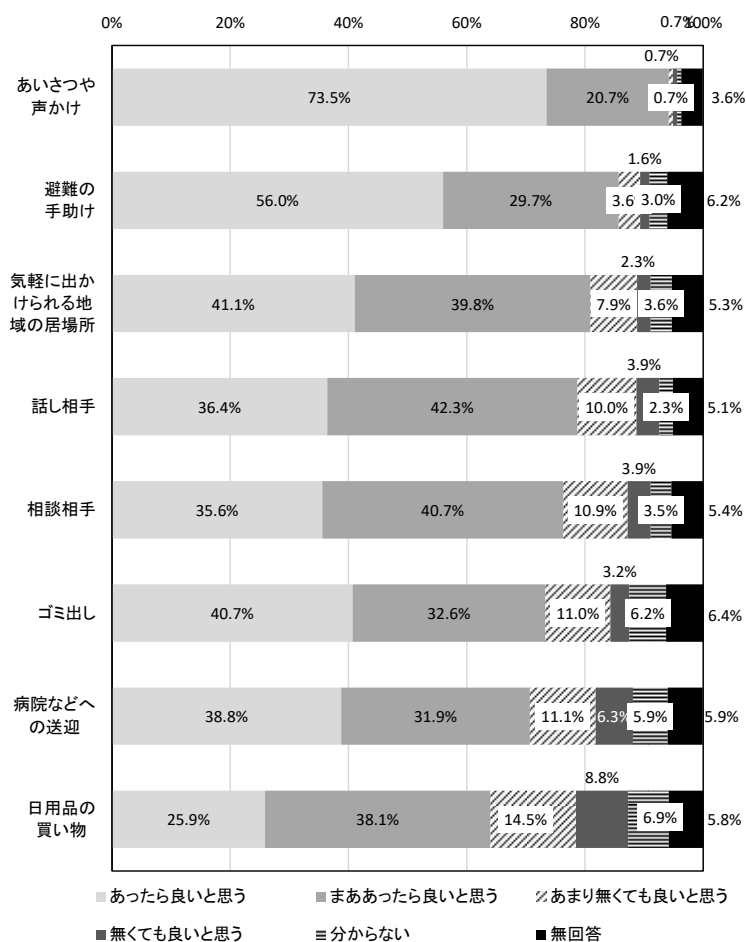


資料：地域福祉に関する市民アンケート（令和元年度）

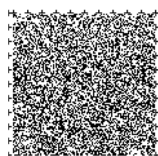
地域での支え合い

【地域での支え合いについての考え】では、「あったら良いと思う」「まああったら良いと思う」を合わせた割合が高いのは、「あいさつや声かけ」(94.2%)と「避難の手助け」(85.7%)、であり、「気軽に出かけられる地域の居場所」(80.9%)、「話し相手」(78.7%)「相談相手」(76.3%)と続きます。非常時の支え合いと、日頃のコミュニケーションが重視されているようです。

【地域での支え合いについての考え】 (n=811)



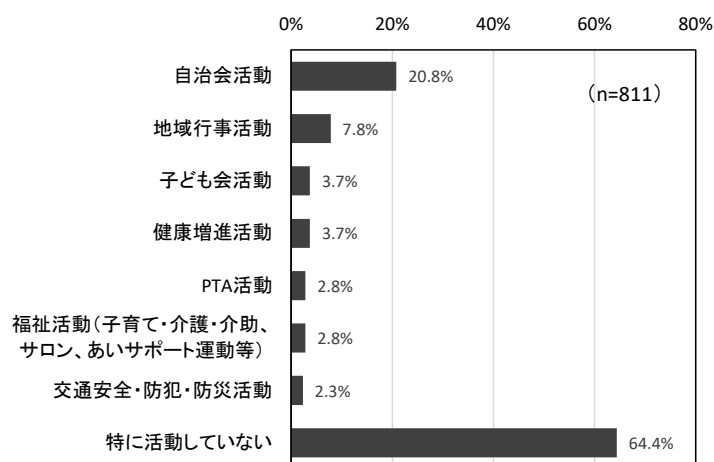
資料：地域福祉に関する市民アンケート（令和元年度）



地域活動

【現在、行っている地域活動】では、「自治会活動」が20.8%で最も多くなっていますが、その他の活動は10%未満で、「特に活動していない」が64.4%に達しています。

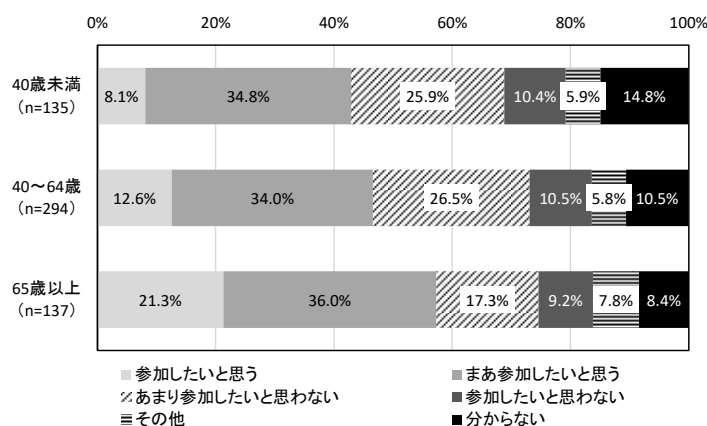
【現在、行っている地域活動】 ※8位までの抜粋



資料：地域福祉に関する市民アンケート（令和元年度）

【地域活動への参加意欲】をみると、「参加したいと思う」「まあ参加したいと思う」を合わせた参加意欲のある人は年代とともに増加し、65歳以上では6割近くに達していますが、40歳未満の若い年代でも4割を超える人が参加意欲を示しています。

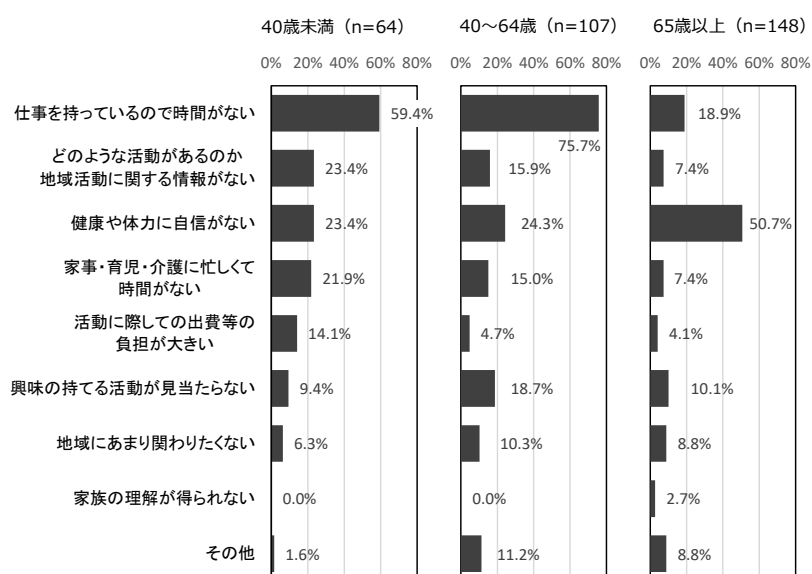
【地域活動への参加意欲】



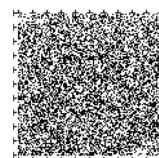
【地域活動に参加したくない理由】では、「仕事を持っているので時間がない」が40歳未満と40～64歳の人で最も多く、65歳以上では「健康や体力に自信がない」が最も多くなっています。

また、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」の回答が40歳未満で23.4%、40～64歳でも15.9%あり、特に若い年代に向けた情報提供に改善の余地があることが伺えます。

【地域活動へ参加したくない理由】



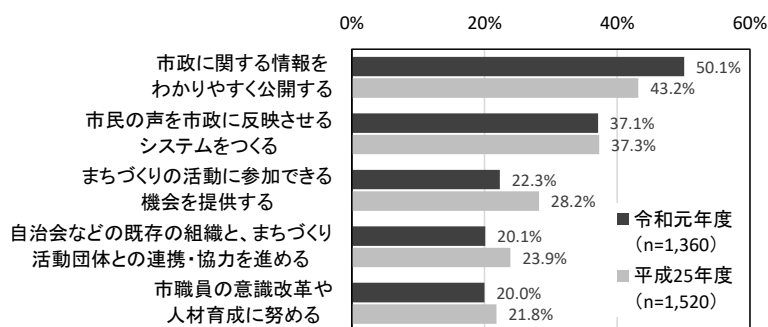
資料：地域福祉に関する市民アンケート（令和元年度）



協働のまちづくり

市民意識調査における【協働のまちづくりのために行政がすべき取り組み】でも、「市政に関する情報をわかりやすく公開する」は最も多く、情報を届ける仕組みづくりは、課題のひとつであることが示されています。

【協働のまちづくりのために行政がすべき取り組み】 ※5 位までの抜粋



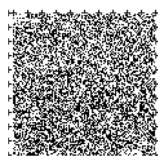
資料：狭山市民意識調査

◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	市民が暮らしやすい地域づくりに必要としているのは「交流」と「助け合い」
	市民は地域の支え合いについて、非常時の支え合いと、日頃のコミュニケーションを重視
	市民が市や社協に求める地域福祉充実のための取り組みは、「災害時の体制整備」、「情報提供・相談体制の充実」が上位
	地域活動は 6 割を超える人が現在参加していないが、地域活動への参加意欲は40歳未満でも4割を超え、年代とともに高くなっている
	わかりやすい市政情報を求める市民が 5 割を占め、市から情報が正しく届いていない可能性もある

★統計データやアンケートから見えてくる課題(市民全体)★

少子高齢化が進み人口が減少する中、ひとり暮らしの高齢者世帯数や在住外国人は増加しています。市民は地域の支え合いとして非常時や普段のコミュニケーションを重視しており、地域活動への参加意欲も年代とともに高くなっていますが、実際に活動している人は多くなく、市民の求める情報の提供のあり方を見直すとともに、関心がある人たちを、まちづくりや地域づくりに取り込む仕組みづくりが必要とないていると思われます。



(2)高齢者

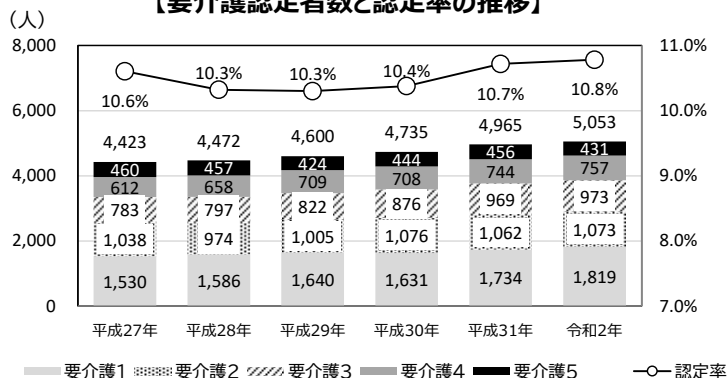
■統計データから読み取れる狭山市の現状■

要介護・要支援認定者数

狭山市の要介護1～5の認定者数は、要介護1と要介護3及び要介護4を中心に年々増加し、令和2年には5,053人と、平成27年から630人、14.2%増加しています。しかし、この間の65歳以上の高齢者人口の伸び率である16.6%よりはやや低くなっており、65歳以上の高齢者に占める認定者の割合(認定率)は10%台で安定しています。

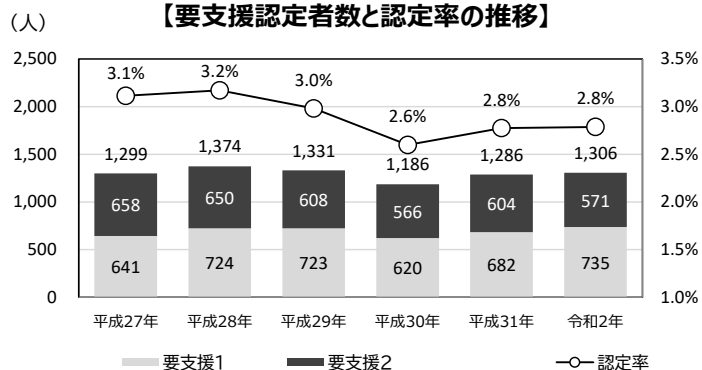
要支援の認定者数は、合わせて1,200～1,300人台で安定した推移となっており、認定率も3%を下回って推移しています。

【要介護認定者数と認定率の推移】



資料：長寿安心課（各年3月31日時点）

【要支援認定者数と認定率の推移】



資料：長寿安心課（各年3月31日時点）

■統計から読み取れるキーワード■



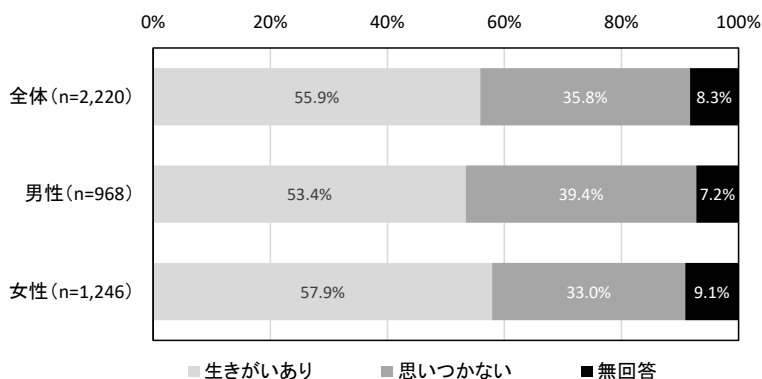
要介護認定者数は年々増加しているが、高齢者人口の伸びよりも低い。

◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

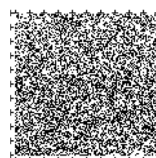
高齢者の意識

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者及び要支援認定者を対象とした、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査では、【生きがいの有無】について「思いつかない」と答えた人が35.8%おり、男性にかざると39.4%と更に高くなっています。

【生きがいの有無】



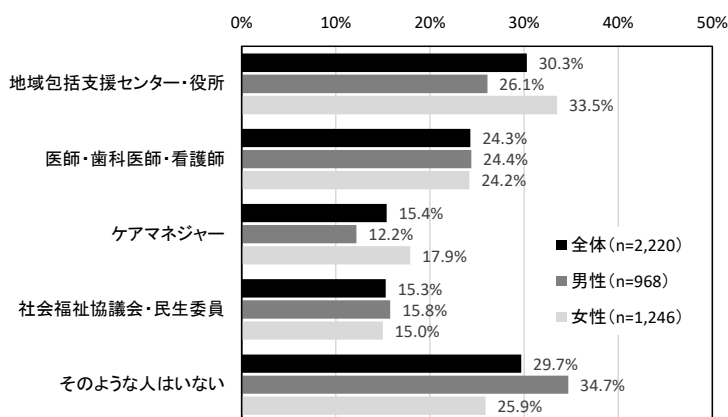
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査（令和元年度）



家族・友人以外の相談先

何かあったときの【家族や友人・知人以外の相談先】について聞いたところでは、「そのような人はいない」と答えた人が 29.7%おり、男性に限ると 34.7%に達しています。一方、「地域包括支援センター・役所」、「ケアマネジャー」と答えた人は、いずれも男性よりも女性のほうが多くなっています。

【家族や友人・知人以外の相談先】 ※5 位までの抜粋



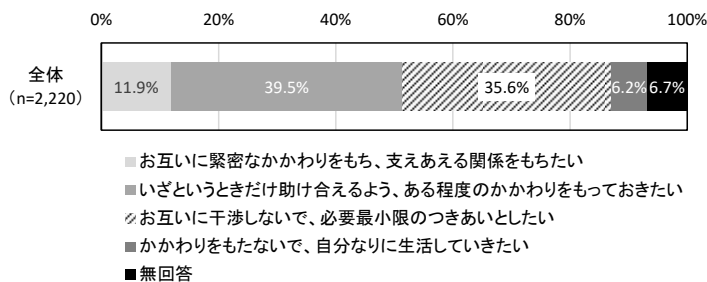
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
及び在宅介護実態調査（令和元年度）

地域についての考え

【地域との関係についての考え】を聞いたところでは、「お互いに密接なかかわりをもち、支えあえる関係をもちたい」「いざというときだけ助け合えるよう、ある程度のかかわりをもっておきたい」と回答した高齢者は、合わせて 51.4%となっています。

家族や友人・知人以外の相談先を持たず、地域とつながりのないと思われる高齢者が3割近くいる一方で、5割以上の人々が、地域との関係は持っていきたいと考えていることがわかります。

【地域との関係についての考え】



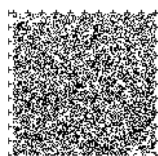
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
及び在宅介護実態調査（令和元年度）

◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	生きがいを思いつかない高齢者が3割を超える
	家族や友人以外に地域に相談する人がいない高齢者が3割近くいる
	地域につながりがない高齢者が3割いる一方で、地域と関わりを持ちたい高齢者が5割を超える

★統計データやアンケートから見えてくる課題(高齢者)★

地域の高齢化が進む中、高齢者が心身の健康を保ち、生きがいを発見できることや、地域や地域の人とつながりがもてる機会を提供できる環境づくりが必要となっていると思われます。



(3) 障害者

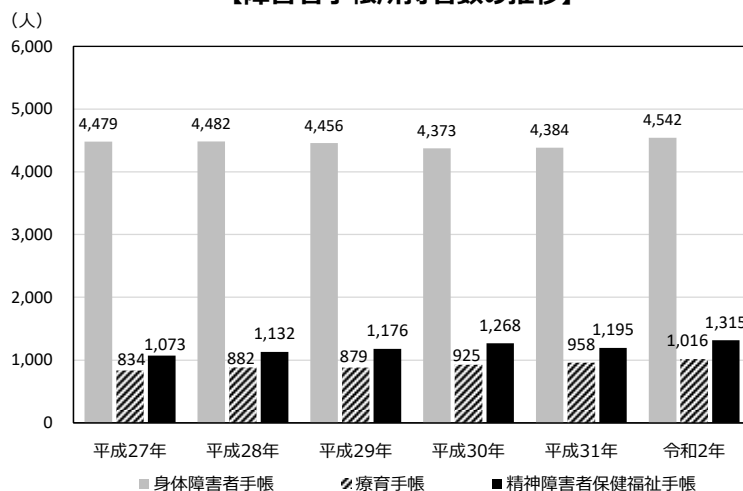
■統計データから読み取れる狭山市の現状■

障害者手帳所持者

令和2年の狭山市の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が最も多く4,542人、療育手帳所持者が1,016人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,315人となっています。近年特に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しており、平成27年から療育は1.22倍、精神は1.23倍となっています。

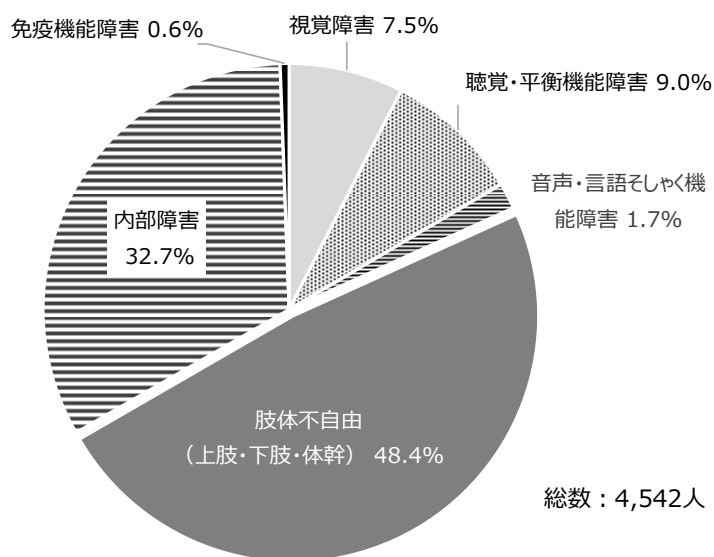
身体障害者手帳所持者数は平成30年以降微増しています。身体障害の内訳をみると、「内部障害」のある人が、令和2年で32.7%となっており、他者からは障害が見えにくい人たちが3割以上います。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：障害者福祉課（各年4月1日時点）

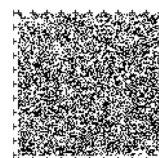
【身体障害者手帳所持者の障害の内訳】



資料：障害者福祉課（令和2年4月1日時点）

■統計から読み取れるキーワード■

	療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加
	身体に障害のある人で、他者から障害が見えにくい人たちが3割超え

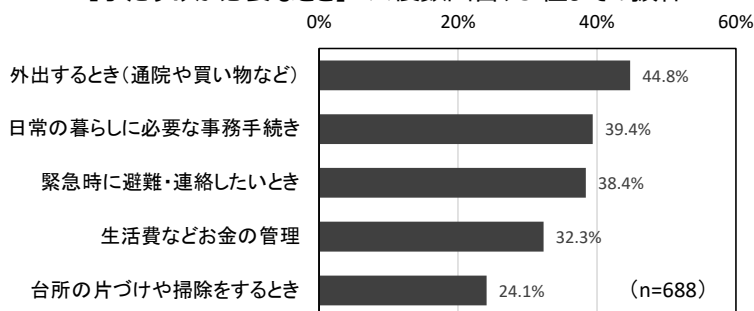


◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

手助けが必要なとき

障害のある人が、【手だすけが必要なとき】の1位は「外出するとき（通院や買い物など）」で44.8%、続いて「日常の暮らしに必要な事務手続き」が39.4%、「緊急時に避難・連絡したいとき」が38.4%と続いています。

【手だすけが必要なとき】 ※複数回答、5位までの抜粋



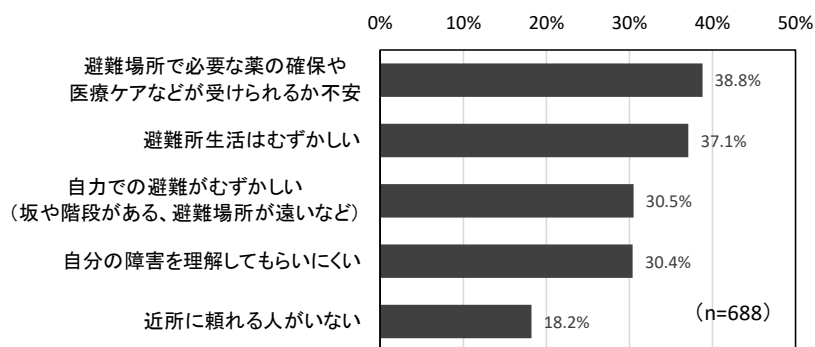
資料：「第5次狭山市障害者福祉プラン」に関するアンケート調査（令和2年度）

災害時について

【災害時に困ること】では、38.8%の人が「避難場所に必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」と回答しています。また、2位以下では「避難所生活はむずかしい」「自力での避難がむずかしい（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」などが挙げられており、障害のある人は避難や避難所での生活に不安を感じています。

【災害時に困ること】

※3つまでの複数回答、5位までの抜粋



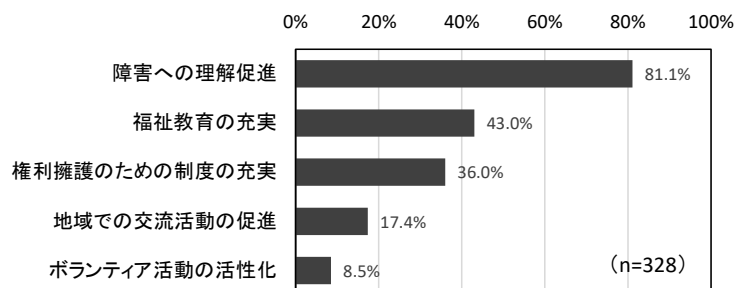
資料：「第5次狭山市障害者福祉プラン」に関するアンケート調査（令和2年度）

権利擁護について

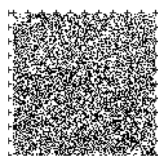
障害があることでいやな思いをしたことがある人が、【差別やいやな思いをなくすために重要と思う取り組み】は、「障害への理解促進」が81.1%と最も多く、続いて「福祉教育の充実」が43.0%となっています。

【差別やいやな思いをなくすために重要と思う取り組み】

※3つまでの複数回答、5位までの抜粋



資料：「第5次狭山市障害者福祉プラン」に関するアンケート調査（令和2年度）

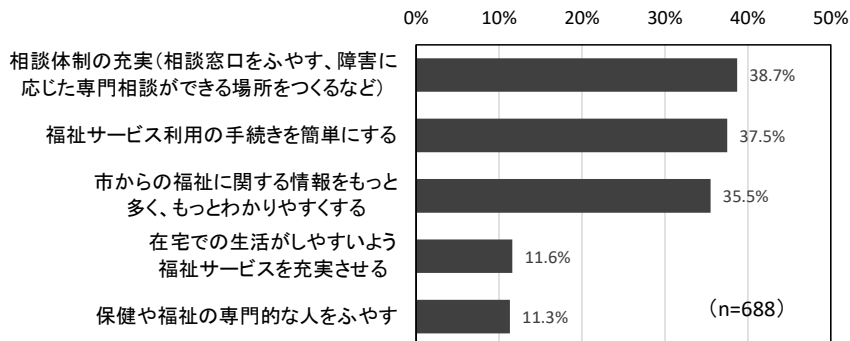


よりよい生活について

【よりよい生活のために必要なこと】では、1位が「相談体制の充実」で38.7%、「福祉サービスの利用手続きを簡単にする」が37.5%、「市からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」35.5%と続いており、事務手続きの簡素化やわかりやすい情報発信にニーズがあることが伺えます。

【よりよい生活のために必要なこと】

※3つまでの複数回答、5位までの抜粋



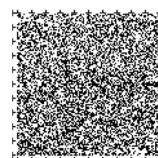
資料：「第5次狭山市障害者福祉プラン」に関するアンケート調査（令和2年度）

◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	障害のある人が必要に思う手助けは、外出時のものが多い
	障害のある人は避難や避難所での生活に不安を感じている
 	障害のある人の8割以上が差別解消のために重要と考えているのは障害への理解促進

★統計データやアンケートから見えてくる課題(障害者)★

障害のある人は、日常・非日常を問わず外出先での不安を抱えています。また、障害のある人の中には他者から障害がみえにくい人もいます。施設の整備や、わかりやすい情報発信、手続きの簡素化などのハード面、ソフト面のバリアフリー化の推進が求められているとともに、差別やいやな思いをする人がいなくなるよう、障害の知識や障害のある人への理解が進んだ地域づくりが必要となっていると思われます。



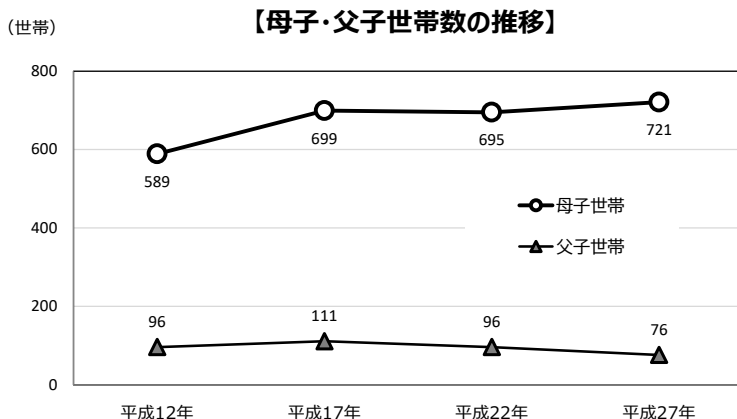
(4)子ども・子育て世帯

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

ひとり親家庭

狭山市のひとり親家庭のうち、18歳未満の子どもがいる母子世帯数が増加傾向にあり、平成27年は721世帯と平成12年から132世帯、22.4%増加しています。

一方、父子世帯は平成17年以降、減少傾向にあります。

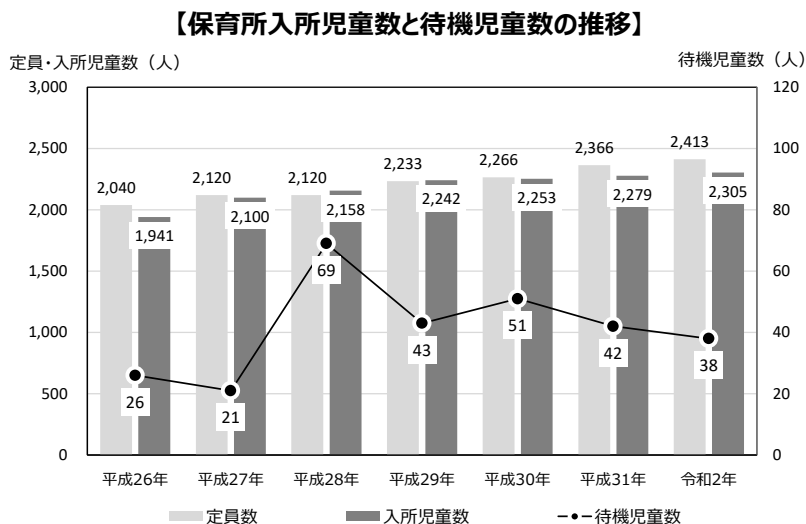


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

待機児童数

平成26年以降の保育所入所児童数は年々増加しており、令和2年には2,305人と、平成26年から364人、18.8%増加しています。

待機児童数は平成28年に69人と直近で最大となりましたが、定員数が増えることでその後は減少に転じ、現在市の定員数は入所児童数と待機児童数の合計よりも多くなっています。

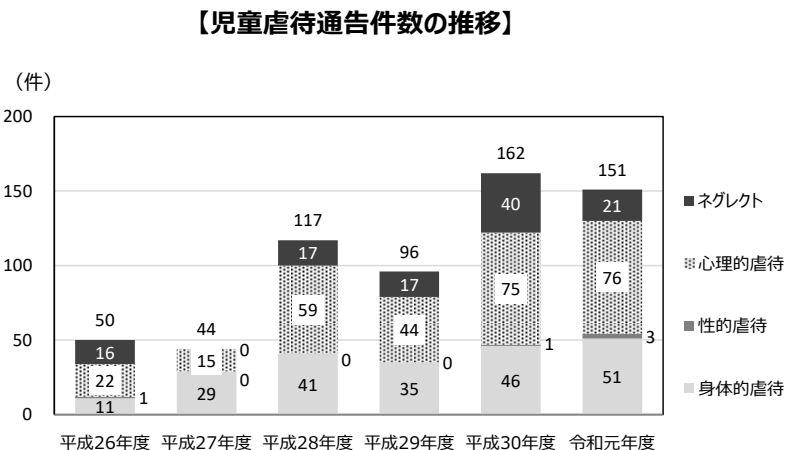


資料：保育幼稚園課（各年4月1日時点）

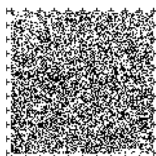
虐待通告件数

児童への虐待の通告件数は平成28年度から急増し、平成30年度には162件となり、平成27年度からの3年間で3.7倍となっています。

虐待の種類では、「心理的虐待」が最も多く、令和元年度では、全体のほぼ半数を占めています。



資料：こども支援課（各年度末時点）



■統計から読み取れるキーワード■

	保育所の定員数は入所児童数と待機児童数の合計よりも多くなっている
	児童虐待の通告件数が増加傾向にあり、その中で一番多いのは心理的虐待に関すること

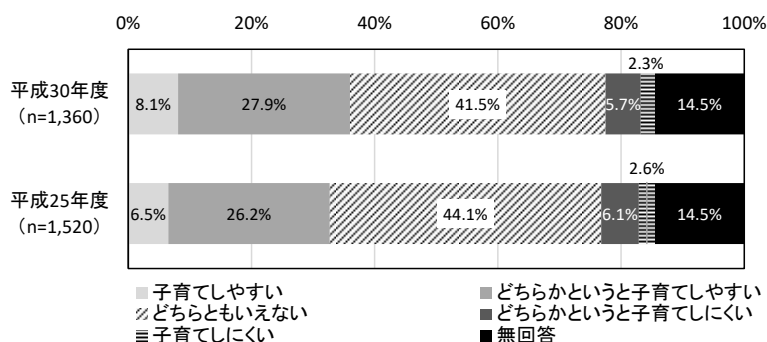
◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

子育てのしやすさ

【狭山市での子育てのしやすさ】について、市民意識調査では「どちらともいえない」が41.5%と最も多くなっていますが、「子育てしやすい」、「どちらかという子育てしやすい」と答えた人は合わせて36.0%となっており、前回調査よりも回答率は増えています。

逆に「子育てしにくい」「どちらかという子育てしにくい」と答えた人は合わせて8.0%となっており、前回調査の回答率より少なくなっています。

【狭山市での子育てのしやすさ】

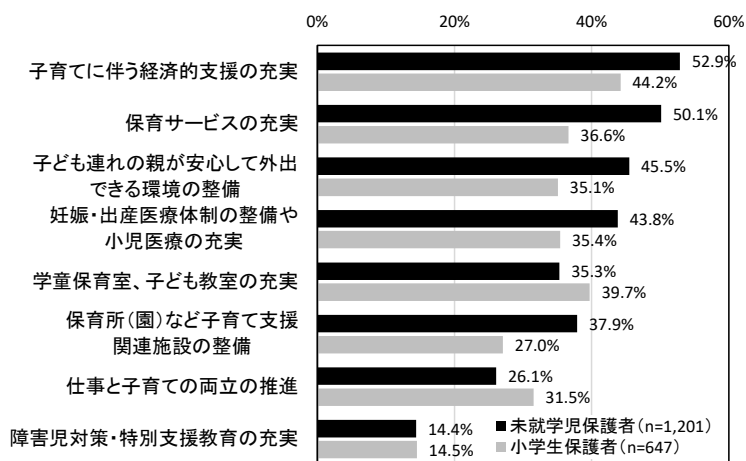


市に望むこと

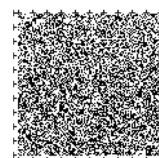
子ども・子育て支援のためのアンケート調査で、未就学児の保護者が思う、【市に求める子育て支援】では、「子育てに伴う経済的支援の充実」が52.9%、「保育サービスの充実」が50.1%となっており、3位に「子ども連れの親が安心して外出できる環境の整備」が45.5%で続いています。

また、小学生の保護者でも、「子育てに伴う経済的支援の充実」が1位、「保育サービスの充実」が3位、「子ども連れの親が安心して外出できる環境の整備」が5位となるなど、同様の傾向が読み取れます。

【市に求める子育て支援】※8位までの抜粋



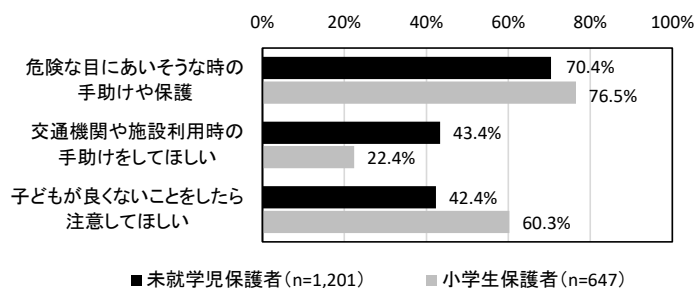
資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査（平成30年度）



地域に望むこと

子育てをするうえで、未就学児の保護者、小学生の保護者が【近所や地域に望むこと】では、ともに7割を超える保護者が「危険な目にあいそうな時の手助けや保護」と回答しています。安心して子育てできる環境づくりのニーズは大きいと思われます。

【近所や地域に望むこと】 ※ 3位までの抜粋



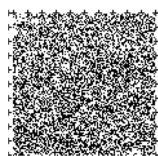
資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査（平成 30 年度）

◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	子育て世帯が市に求めるものは「安心」できる環境整備
	近所や地域に危険回避の手助けを望む子育て世帯が7割超え

★統計データやアンケートから見えてくる課題（子ども・子育て世帯）★

ひとり親世帯や共働き世帯が増える中、地域での適切な保育施設の提供が必要です。また、児童虐待の通告件数が増加傾向にあり、対応する体制の整備が必要な一方、子どもの居場所づくりと安全がニーズとして現れており、安心して子育てできる施設、まちづくりが必要となっていると思われます。



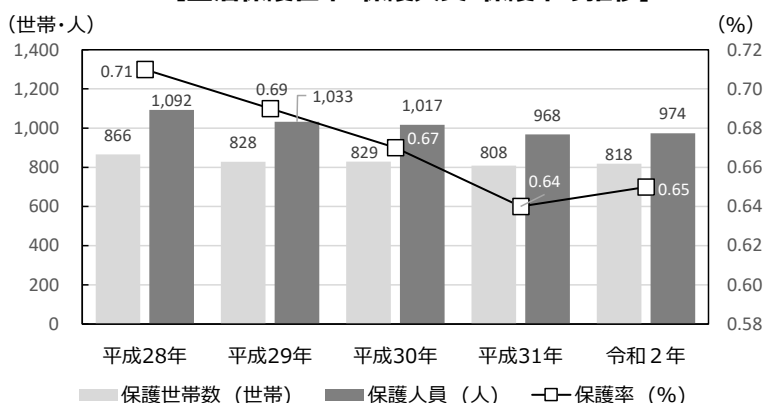
(5) 困難を抱えた人・世帯

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

生活保護世帯

生活保護世帯・保護人員数は平成31年まで減少していましたが、令和2年は微増しており、保護世帯数が818世帯、保護人員が974人、保護率が0.65%となっています。

【生活保護世帯・保護人員・保護率の推移】

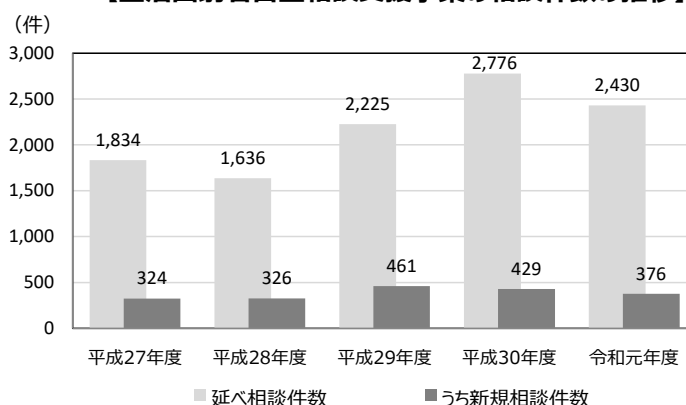


資料：生活福祉課（各年3月31日時点）

生活困窮者

生活保護受給に至らないけれども、生活に困窮している人を対象とした生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は増加傾向にあり、平成29年度には2,225件となり、以後は年間2,000件を超えて推移しています。

【生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移】



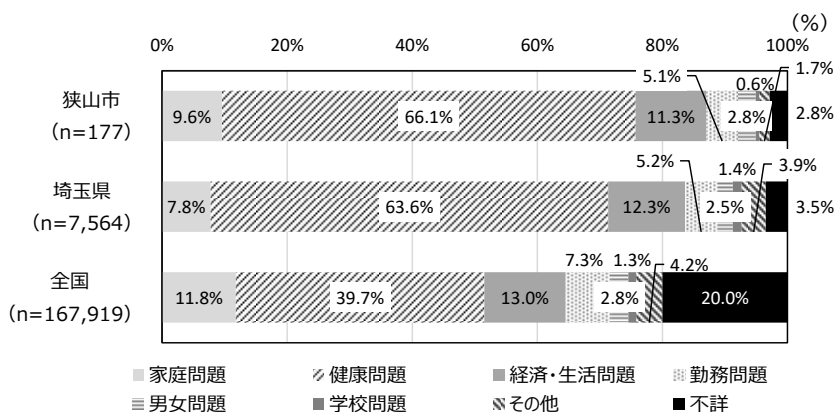
資料：社会福祉協議会（各年度末時点）

自殺者の原因・動機

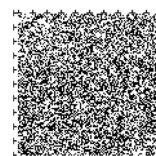
平成26年から令和元年までの自殺者の原因・動機の割合をみると、狭山市では「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順で多くなっています。最も多い原因の「健康問題」は66.1%と埼玉県全体、全国と比較しても上回っている一方、次に多い「経済・生活問題」は11.3%となっており、埼玉県全体、全国の数値を下回っています。

【平成26年～令和元年の自殺者の原因・動機の割合】

※複数の原因による自殺があるため、nは自殺者数と一致しません。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



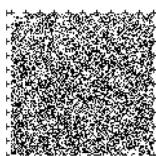
■統計から読み取れるキーワード■

 	生活保護に至らない生活困窮者が増加傾向
	狭山市の自殺者の原因・動機は健康問題が最も多く、埼玉県全体、全国の比率を上回っている

★統計から見えてくる課題（困難を抱えた人・世帯）★

生活困窮者が増加傾向の中で、生活困窮者自立支援制度によって、相談が行き届き、生活困窮から脱する仕組みづくりがうまく稼働しているかの検証が必要です。

また、市の自殺者の原因・動機で最も多い「健康問題」は、埼玉県全体や全国と比較しても上回っており、日頃からの心身の健康づくりが必要となっていると思われます。



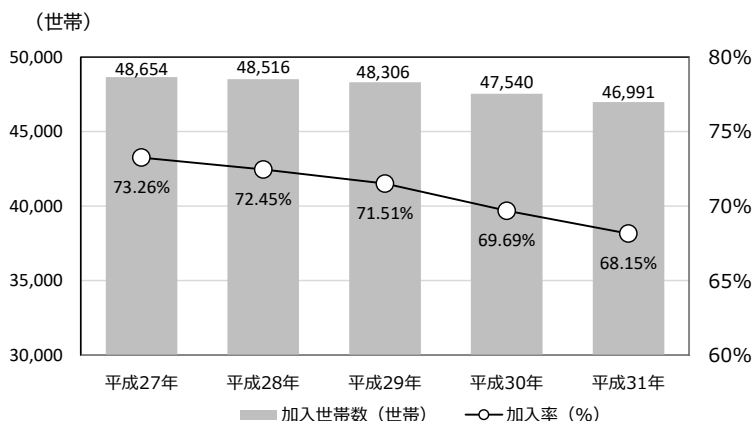
(6) 地域福祉活動団体等

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

自治会

自治会の加入世帯数はゆるやかな減少が続いており、平成31年は46,991世帯と平成27年から1,663世帯減少しています。これに伴い、自治会への加入率も低下しており、平成30年に7割を割り、翌平成31年には68.15%となっています。

【自治会加入世帯数と加入率の推移】

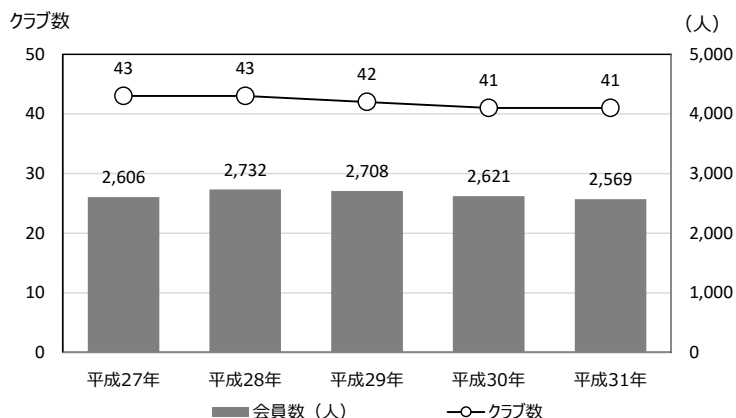


資料：協働自治推進課（各年4月1日時点）

老人クラブ

65歳以上の高齢者人口が増える中で、老人クラブ数は減少傾向にあります。会員数も平成28年に2,732人でピークとなって以降、ゆるやかに減少し、平成31年は2,569人となっています。

【老人クラブ数と会員数の推移】

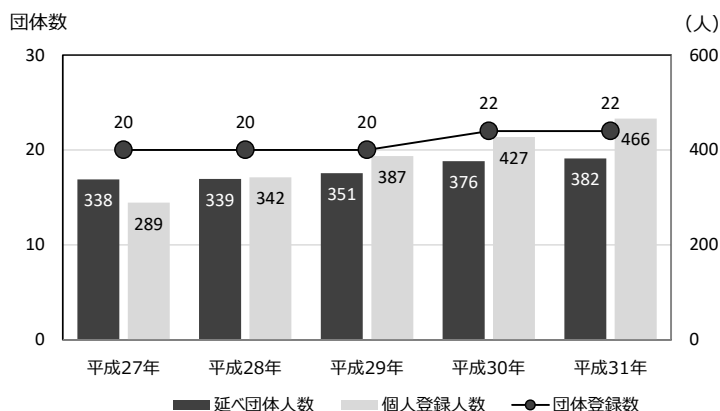


資料：長寿安心課（各年3月31日時点）

ボランティア

社会福祉協議会の運営するボランティアセンターへの登録は、平成31年において、登録団体数は22団体で延べ団体人数は382人、個人での登録人数は466人となっており、いずれも増加傾向にあります。

【ボランティア団体登録数と登録者数の推移】

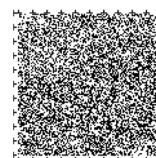


資料：狭山市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

■統計から読み取れるキーワード■



自治会や老人クラブの会員数は減少傾向である一方、ボランティア登録者は増加傾向にある

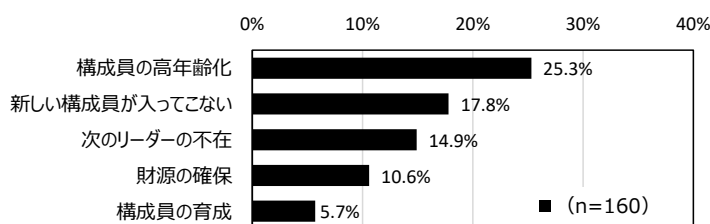


◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

活動上の問題

市内の地域福祉に関係する団体で、活動上で困っていることは、「構成員の高年齢化」（25.3%）、「新しい構成員が入っていない」（17.8%）、「次のリーダーの不在」（14.9%）など、構成員（人材）に関することが上位を占めています。

【活動上の問題】 ※ 5 位までの抜粋



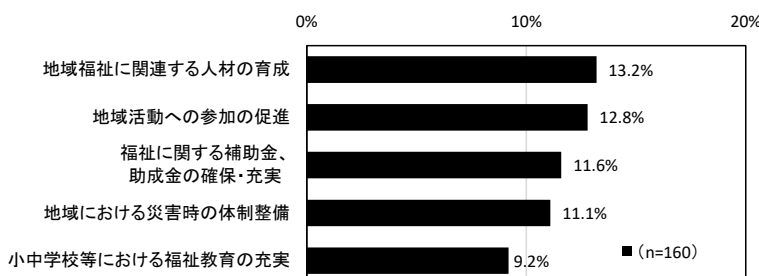
資料：地域福祉関係団体等アンケート（令和元年度）

市や社協のとりくみ

【地域福祉充実のために市と社協が取り組むべきこと】では、1 位に「地域福祉に関する人材の育成」（13.2%）、2 位に「地域活動への参加の促進」（12.8%）となっており、「福祉に関する補助金、助成金の確保・充実」（11.6%）、「地域における災害時の体制整備」（11.1%）が続いています。

【地域福祉充実のために市と社協が取り組むべきこと】

※ 5 位までの抜粋



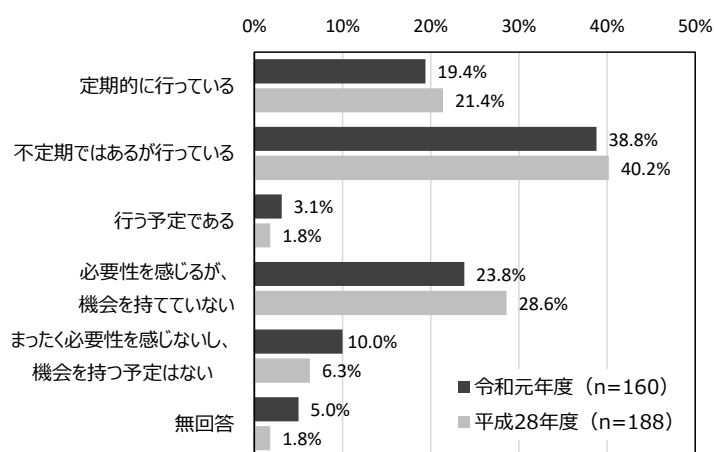
資料：地域福祉関係団体等アンケート（令和元年度）

団体間の交流

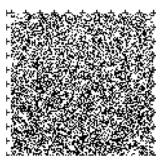
他の団体との交流に関しては、「不定期ではあるが行っている」が 38.8%と最も多く、次いで「定期的に行っている」が 19.4%で、合わせると 58.2%の団体が交流を行っていますが、前回平成 28 年度の調査の合計 61.6%より減少しています。

また、「必要性を感じるが機会を持っていない」は前回調査から 4.8 ポイント減少、「まったく必要を感じないし、機会を持つ予定はない」は 3.7 ポイント増加しています。

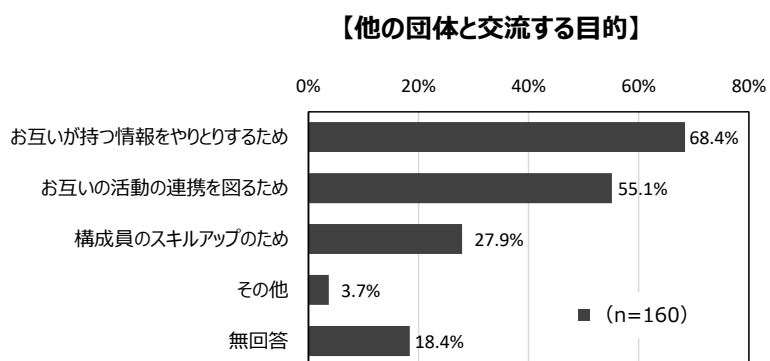
【他の団体との交流等の状況】



資料：地域福祉関係団体等アンケート



【他の団体と交流する目的】
 については、「お互いが持つ情報をやりとりするため」が68.4%、「お互いの活動の連携を図るため」が55.1%と多く、地域福祉活動団体が、情報の共有や連携を重視していることが伺えます。



資料：地域福祉関係団体等アンケート

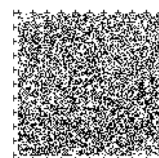
◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	地域福祉活動団体等の活動上の問題は、人材に関することが上位
	地域福祉活動団体等が市と社協に望むものは、1位が「人材育成」2位が「地域活動への参加促進」
	地域福祉活動団体等同士の交流は情報の共有や連携を重視している

★統計データやアンケートから見えてくる課題（地域福祉活動団体等）★

次世代のリーダーや担い手となる人材の発掘や育成は、団体活動の中だけで進めることには限界があり、福祉活動体験の機会を増やすなどの活動を市や社協が支援する必要があります。

また、自治会や老人クラブなど昔からの地域福祉活動団体の会員数が減少する一方、ボランティアに登録する人の数は増加傾向にあり、活動に参加したい、続けたいと思われるような、団体の活動の見える化や団体同士のつながりが必要となっていると思われます。



2. 新しい生活様式の検討

令和元年 12 月末から世界中に拡散した「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）は、日本でも令和 2 年 3 月下旬以降、感染者が急増し、国が「緊急事態宣言」を出し外出自粛などの徹底を呼び掛けるなど、感染拡大防止へ向けた様々な取り組みが行われる中、感染症との共存も前提にした「新しい生活様式」への転換が求められるようになりました。

地域福祉計画を策定するにあたり、「新しい生活様式」を取り込んだ福祉施策が必要との認識が、地域福祉計画策定専門部会、地域福祉庁内推進会議ともにあったため、各委員から意見を出し合ってもらい、課題や方向性について話し合いました。

●第 4 期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・感染症対策で人がつながれなくなっているのが問題。
- ・マスクの作り手など、今までと違う形で福祉活動に関わる人が出てくれるのが理想。
- ・新しいつながりを考えるチャンスと考えるべき。
- ・「安心」の定義が変わってしまった。それを踏まえた施策が必要。
- ・ケーブル TV が入っていない地区や、インターネットなど金銭的問題や不慣れで使用していない人もいるのを見逃してはいけない。従来の電話や手紙でのやりとりも大切。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

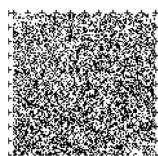
- ・今回の外出自粛に関わらず、元からサロンなどへ行くのが難しい人がいる。場の整備だけでないつながりづくりが必要。
- ・I C T（Information and Communication Technology（情報通信技術））の環境整備を進め、利用者のハードルを下げることで新しいつながりの場となる。
- ・感染症の正しい知識の周知が重要。デマに踊らされず、差別など起きてはいけない。

◆話し合いから出てきたキーワード◆

	新しいつながりづくりの創出と同時に、従来のつながりづくりも大切
	正しい知識や情報の周知が、デマや差別を防ぐ、安心な生活に重要

★見えてくる課題★

感染症対策で従来どおりの人とのつながりは困難になっています。このため、I C T を使った非接触型の新しいつながりづくりの創出が必要となっていますが、従来どおりの電話や手紙、実際に顔を合わせるつながりづくりも継続を求められており、マスク着用や距離を空けるなど、感染症の正しい知識の周知により、必要以上に怖がらない、新しい生活様式での日常生活のスタイルを確立することが必要となっています。



3. 狭山市地域福祉推進計画(第3期計画)の取り組みの状況

章	節	指標	25年度 実績値	目 標	令和元年度 実績値	達成 未達成
1	1	ご近所づきあいを「日頃から大切にしている」と回答した方の割合	29.4%	増加	30.5%	達成
	2	地域福祉計画を「知っている」「名前ぐらいは知っている」と回答した方の割合	28.1%	増加	36.1%	達成
	3	地域活動について「特に活動していない」と回答した方の割合	68.0%	減少	64.4%	達成
2	1	暮らしの中での悩み・不安として「病気・健康」と回答した方の割合	51.0%	減少	50.7%	達成
	2	悩み・不安の「相談できる人や相談先がない」と回答した方の割合	6.7%	減少	9.7%	未達成
	3	「ご近所に住む者として、できる範囲で支援したい」と回答した方の割合	31.4%	増加	33.7%	達成
3	1	市の地域福祉活動環境整備事業補助金の交付を受けた累計団体数	10 団体	増加	18団体	達成
	2	他団体・事業者との勉強会や意見交換会、交流などを「行っている」と回答した地域福祉活動団体の割合	78.2%	増加	58.2%	未達成
	3	民生委員・児童委員の役割を「知っている」と回答した方の割合	48.0%	増加	58.0%	達成

前計画の評価機関である「狭山市地域福祉推進市民会議」と庁内会議体である「狭山市地域福祉庁内推進会議」において、意見を伺いました。

●地域福祉推進市民会議委員からの意見

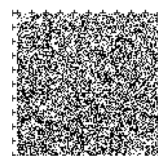
- ・アンケート結果からは、計画の推進がある程度達成できたと読めるが、未達成の指標を見ても、また実感としても人や団体活動のつながりや交流が後退しているように感じる。
- ・前回と今回の数値の違いについて、なぜそのような差が出たか、前計画7年間の社会や地域の変化も考えて、課題を抽出してもらいたい。

●地域福祉庁内推進会議委員からの意見

- ・ひとつの指標の達成・未達成はあくまでその指標の結果であり、節全体の施策が達成されたかどうかは判断できない。

★見えてくる課題★

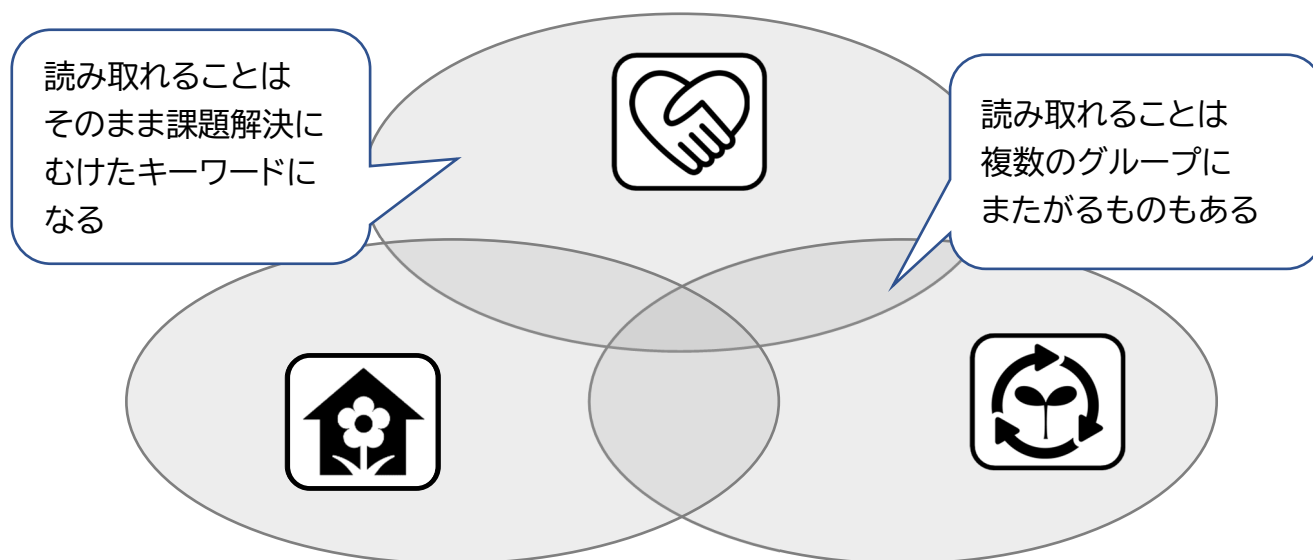
計画の策定の効果がある程度評価できる一方、悩みや不安を相談する先がない、団体の交流がないなど、人や団体のつながりの希薄化が進んでいる結果が出ました。次期計画ではつながりづくりに重点を置いた目標や施策の展開が必要となっており、と思われる。



4. 課題の解決に向けて

◆読み取れるキーワード ^{イコール} 課題解決に向けたキーワード◆

統計やアンケート、会議での意見、第3期計画の評価など、様々な視点から見えてきた課題は、それぞれの分野ごとではなく、狭山市の健康福祉分野において、今後共通して取り組むべきものであると考えます。また、統計やアンケートから読み取れるキーワードひとつひとつは、課題解決に向けたキーワードとなっていると考えられます。



◆計画推進の理念を定め、グループひとつひとつに目標をたてる◆

計画に理念を設け、目標をたてることは、課題解決に向けて行う取り組みに推進力を与えます。本計画においては、全体の方向性として基本理念を定め、読み取れるキーワードや見えてきた課題の解決に向けて3つの基本目標を掲げることで、『地域共生社会』の実現に向けた施策の展開を行うこととしました。

基本理念

人が人をささえ、 みんなにやさしい、 元気なまち

基本目標1



人と人の
つながりづくりを
進めます

基本目標2

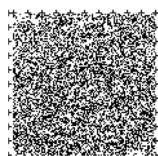


健康で安心して
暮らせる地域づくりを
進めます

基本目標3

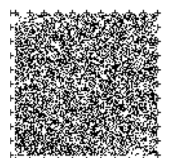


地域福祉を推進する
仕組みづくりを
進めます



第3章 計画の基本的な考え方 P39

- 1. 基本理念 P40
- 2. 基本目標 P41
- 3. 施策の体系図 P42



1. 基本理念

計画の基本理念を示すことで、本市の地域福祉の目指す姿を描き、各福祉分野の取り組みに方向性を与えて、地域福祉に関する施策の展開を効果的に進めます。

人が人を **さ**さえ、みんなに **や**さしい、元気な **ま**ち

本市では、前計画において基本理念を「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」と定め、自助・共助・公助の役割分担と連携を示しつつ、地域福祉の推進に取り組んできました。

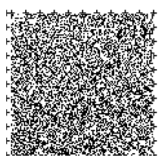
この基本理念を本計画にも引き継ぐことで、さらなる地域福祉の推進に取り組むこととします。

地域には様々な人が暮らしており、地域に対する思いも様々です。また、それは個人だけではなく、地域や団体、行政にも当てはまります。

そのような中で、私たちが暮らす地域をより豊かなものにしていくためには、支える側、支えられる側といった一方的な関係性ではなく、誰もが支える側にも、支えられる側にも成り得るといった認識を持って、お互いを尊重し、支え合う関係性を築くことが大切と考えます。

本計画は基本理念に基づき、本市が取り組む地域福祉の施策を定めた行政計画であり、地域での包括的な支援体制を整備し、福祉・保健分野やその他関連分野との連携などを含めた福祉サービスの充実を図るとともに、市民、団体、事業者、行政それぞれがそれぞれの強みを生かし、協働して地域の課題に取り組むことで、市民一人ひとりが地域とつながり、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせる『地域共生社会』が実現されたまちを目指します。

なお、こうした考えは「狭山市協働によるまちづくり条例」や、「狭山市防災基本条例」の目的や考え方とも共通したものです。



2. 基本目標

基本理念で示す本市の地域福祉の目指す姿を実現するために、基本となる目標を立てます。基本目標を基にした施策をそれぞれ展開することで、計画の推進をより実行力のあるものにします。

本計画では、第2章で出てきた課題の解決に向けて、3つの基本目標を掲げます。

1



人と人のつながりづくりを進めます

市民の福祉意識の醸成と、福祉活動への関心を高めることで、市民が身近な圏域において生きがいや居場所を見だし、主体的に地域の生活課題を把握し、その解決に取り組むことができるよう人と人がつながる地域づくりを進めます。

また、市民・団体・事業者と行政との協働により、市民や地域の困りごとを取りこぼさないよう、福祉分野にとどまらない多機関との連携を強め、人と人のつながりをベースに包括的な支援体制の整備を進めます。

2



健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます

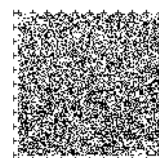
高齢者、障害者、子どもや子育て世帯、生活に困難を抱えた人などをはじめとする、全ての人が、いつまでも健康で、安心して暮らすことができるよう、心身の健康づくりとともに、多様性への理解や人権擁護の意識を高め、お互いを尊重し合える地域づくりを進めます。

3



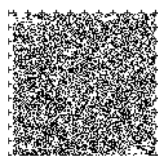
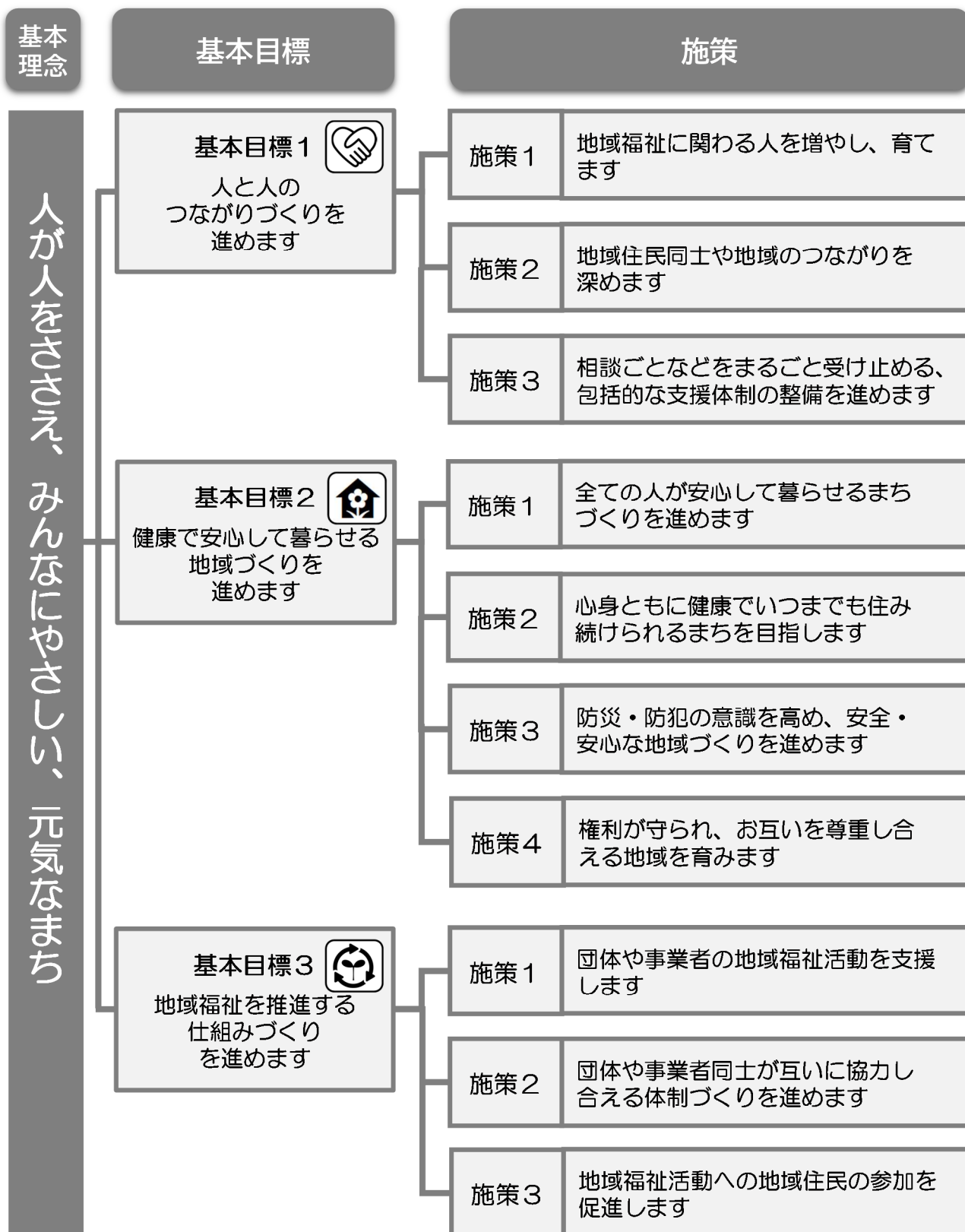
地域福祉を推進する仕組みづくりを進めます

地域の福祉活動を行う団体や社会福祉法人などの事業者がそれぞれの長所を生かして連携し、協力し合える体制づくりを進めることで、地域の活性化を図ります。また、市民の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すことで、地域に根差した持続可能な地域福祉活動を推進する仕組みづくりを進めます。



3. 施策の体系図

3つの基本目標をもとにそれぞれの施策を展開します。内容は次のとおりです。



第4章 施策の展開 P43

第4章の読み方

P44

基本目標1 人と人のつながりづくりを進めます

P45

【解説】狭山市トータルサポート体制とは？

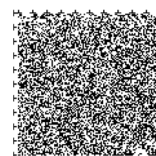
P53

基本目標2 健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます

P55

基本目標3 地域福祉を推進する仕組みづくりを進めます

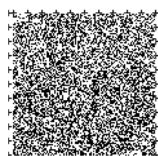
P67



第4章の読み方

第4章は、それぞれの基本目標から展開される施策ごとに、内容を下記の8つのステップに分けて構成しており、始まりの「理由と目的」から順に読み進めることで、最終の「市民・団体・事業者などに期待する行動」まで、無理なくたどっていただけるようになっています。

基本目標 1 人と人のつながりづくりを進めます	
施策1 地域福祉に関わる人を増やし、育てます	
●理由と目的	①施策を設定した理由と施策の目的を記述しています。
●施策の目指す姿	②施策を推進した結果、実現される地域や市民の姿を記述しています。
●関係するキーワード	③第2章で抽出した統計やアンケートなどから読み取れたキーワードで施策に関係するものを記述しています。
●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見	④本計画策定にあたり設置された専門部会において頂いたご意見から、施策に関係するものを記述しています。
●地域福祉庁内推進会議からの意見	⑤計画の策定と進捗管理を所掌とする庁内推進会議における意見から、施策に関係するものを記述しています。
●主なとりくみ	⑥施策を実際に進めるために本市が行う具体的な取り組みのうち、主なものについて、その内容とともに記述しています。
(1) 地域福祉に関する理解の機会を増やします	
【新しいとりくみ】	⑦本計画で新たに設定された取り組みは、【新しいとりくみ】として記述しています。
●関連する主な計画	
●市民・団体・事業者などに期待する行動	⑧本施策に関連する本市の個別計画を記載しています。
市民一人ひとり	
企業・事業者	
⑨本施策に関連して市民や地域福祉活動団体などに行っていただきたい行動を記述しています。	



基本目標1 人と人のつながりづくりを進めます

施策1 地域福祉に関わる人を増やし、育てます

●理由と目的

人口減少・少子高齢化が進み、社会構造が変化するなかで、地域のつながりが希薄化しています。隣近所や地域での交流の機会を増やし、市民一人ひとりが支え合い、生きがいのある暮らしを実現します。

●施策の目指す姿

多様な市民が自分らしいスタイルで活躍する場や機会が身近な地域にあり、生きがいを持って暮らしています。

●関係するキーワード

- ・わかりやすい市政情報を求める市民が5割を占め、市から情報が正しく届いていない可能性もある
- ・障害のある人が必要に思う手助けは、外出時のものが多い
- ・障害のある人の8割以上が差別解消のために重要と考えているのは障害への理解促進

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・福祉のイベントや講演会を地道にやることが地域の理解を深めることになる。
- ・声を掛けられ仕方なく参加したら、地域の問題に気付いたという人もいる。まずは参加してもらうことが大事。

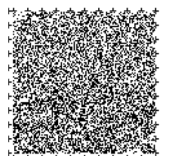
●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・高齢者の仲間づくりの場所やイベントから、人材発掘を行う方法を考えるべき。
- ・公民館や協働のまちづくり事業など、部門を超えて連携した事業を考えるべき。

●主なとりくみ

（1）地域福祉に関する理解の機会を増やします

- ・講演会や講座、パネル展などをとおして地域福祉活動にふれる機会を作ります。
- ・公式ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用するとともに、地域福祉活動団体等と連携し、地域福祉に関する情報を発信することにより、地域福祉に関する理解を深めます。



（２）福祉に関する講座を開催し、福祉人材を増やします

- ・福祉に関心のある人や団体、事業者、小中学校等を対象にサポーター養成講座などを実施し、福祉人材を増やします。

主な
例

認知症サポーター／「いきいき百歳体操」サポーター／あいサポーター
／子育てボランティア／傾聴ボランティア／福祉教育サポーター

- ・市内の大学等から実習生の受け入れ要請に積極的に応え、社会福祉士や保育士、保健師、看護師等の福祉人材の養成に貢献します。
- ・市民大学で地域福祉活動を取り扱い、福祉人材の育成を行います。

【新しいとりくみ】

- ・公民館における社会教育活動や協働のまちづくり事業と連携し、福祉に関する講座等を企画・開催します。

●関連する主な計画

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・子ども・子育て支援事業計画（こども支援課）
- ・教育振興基本計画（教育委員会）
- ・地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・子どもや高齢者など近所の人たちとあいさつを交わします。
- ・市の広報紙やSNSなど地域の情報に目を通します。
- ・地域福祉に関心を持ち、講演会や講座に参加します。

企業・事業者

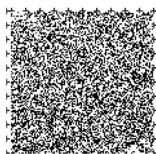
- ・従業員の地域福祉活動への参加に協力します。

社会福祉法人

- ・福祉人材である社会福祉士や、保育士、介護福祉士、看護師等を目指す市内大学等からの実習生を受け入れます。

社会福祉協議会

- ・地域福祉活動団体や公民館、市民大学等と連携した様々な人材育成講座の企画・推進を実施します。
- ・市内各学校や企業、公共施設などで福祉教育事業を実施します。



施策2 地域住民同士や地域のつながりを深めます

●理由と目的

人口減少・少子高齢化が進み、社会構造が変化するなかで、地域のつながりが希薄化しています。市民が隣近所の人たちとつながりを持ち、交流を深めることで、地域の課題を地域で解決できるようになり、また、災害時なども支え合える安心して暮らせる地域を実現します。

●施策の目指す姿

専門的な知識を有する人だけでなく、誰もが地域福祉に関心と理解を持ち、困りごとの解決をみんなで取り組み、助け合う社会となっています。

●関係するキーワード

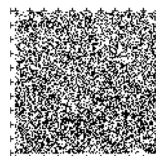
- ・人口はゆるやかに減少するが、高齢化率は伸び続ける
- ・高齢者の一人暮らしが増加傾向
- ・在住外国人は増加傾向であり、国籍は様々
- ・生きがいを感じない高齢者が3割を超える
- ・地域につなかりのない高齢者が3割いる一方で、地域と関わりを持ちたい高齢者が5割を超える
- ・近所や地域に危険回避の手助けを望む子育て世代が7割超え
- ・新しいつながりづくりの創出と同時に、従来のつながりづくりも大切

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・コロナ禍などに関わらず、サロンに参加できない人もいる。そういう人たちとのつながり方を考える必要がある。
- ・障害のある人もイベントやボランティアに参加できる仕組みづくりが必要である。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））の環境整備をとおして、高齢者の利用促進を図れるとよい。
- ・ICTは異文化交流の促進にも役立てるべき。
- ・地域を巻き込んだ支援、見守りができる仕組みづくりが必要。
- ・人が集まる場所に設置した健康遊具の状況をモニタリングし、健康遊具を介した人とのつながりを検証することが必要。



●主なとりくみ

(1) 地域での交流をととした、生きがいづくりの機会や場を設けます

- ・人それぞれが地域社会において必要とされ、つながりの大切さを認識できる機会の創設や場の提供を支援します。

主な 例

- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施
- ・青空サロン事業の実施
- ・シルバー人材センターの運営支援
- ・障害者スポーツ・レクリエーション活動の周知と参加促進
- ・児童福祉施設における世代間交流事業の実施

(2) 地域住民同士のつながりを深めます

- ・各種サポーター養成講座や、地域福祉のイベントをととして、仲間づくりや地域でのつながりづくりの場を提供します。
- ・各地域で「いきいき百歳体操」を実施できるようサポーターを養成し、自主グループ活動を支援し、高齢者の通いの場を作ることで、仲間づくりや地域でのつながりを提供します。

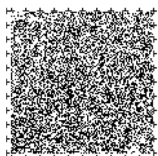
【新しいとりくみ】

(3) ICT等を活用し、地域の拠点に行けない人や様々な文化を持つ人とも仲間づくりができ、つながることができる環境を整えます

- ・ICTを活用した集いの場づくりを推進します。

●関連する主な計画

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・子ども・子育て支援事業計画（こども支援課）
- ・情報化基本計画（情報政策課）
- ・教育振興基本計画（教育委員会）
- ・地域福祉活動計画（社会福祉協議会）



●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・地域のイベントやサロンへ積極的に参加し、地域や地域住民との交流を深めます。

地域

- ・高齢者や障害のある人、外国の人でも参加でき、楽しめる地域のお祭りやイベントを企画します。

企業・事業者

- ・店舗の空きスペースや掲示場所を、地域の福祉活動やイベントなどの情報発信の場として活用できるよう提供します。

高校・大学

- ・生徒・学生がボランティア活動に積極的に参加できるように、クラブやサークルでのボランティア活動の奨励や、単位化の推進・導入を図ります。

地域福祉活動団体

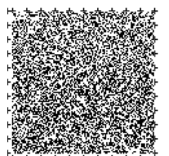
- ・イベントや活動において、多世代交流を促進し、これまでに参加していない人を勧誘します。
- ・地域福祉活動に、新しい人が参加しやすいように、どのように、どのような活動を行っているか、団体の広報誌の作成や SNS をとおして情報発信します。

社会福祉法人

- ・地域における公益的な取り組みとして、地域住民と協力して、つながりを深める交流の場を企画し、提供します。

社会福祉協議会

- ・講座やイベントなどでの呼びかけにより、地域や近所の人に関心を持ってくれる人を増やします。



施策3 相談ごとなどをまるごと受け止める、包括的な支援体制の整備を進めます

●理由と目的

社会の価値観が多様化する中、社会的な孤立が問題となるなど、人々が暮らしていくうえでの問題は、高齢者、障害者、児童、生活困窮者など複数の分野にまたがって絡み合い、複合化・複雑化してきています。こうした問題の解決に向けて、本人、世帯、地域それぞれの視点での包括的な支援体制が求められています。

●施策の目指す姿

福祉サービスの包括的な支援体制が整備され、地域での見守り合い、支え合いの意識が高まり、問題が深刻化する前に、複合的な問題を抱える世帯などへの対応が迅速で適切に行われています。（狭山市トータルサポート体制）

●関係するキーワード

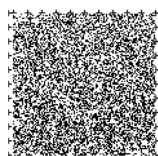
- ・市民が暮らしやすい地域づくりに必要としているのは「交流」と「助け合い」
- ・家族や友人以外に地域に相談する人がいない高齢者が3割近くいる
- ・地域につながりがない高齢者が3割いる一方で、地域との関わりを持ちたい高齢者が5割を超える
- ・生活保護に至らない生活困窮者が増加傾向

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・縦割りではない、地域福祉活動団体なども含めたみんなで活動を進めていくための施策や行政の支援が必要。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・地域包括支援センターを全世代型対応拠点とすることは、人員面予算面から検討や調整に時間が必要である。
- ・子どもも高齢者も対象とする地域の拠点ができつつある。
- ・保健センターの保健師と民生委員・児童委員の活動は高齢者と子ども・子育て世帯のみを対象としている現状がある。
- ・公助中心の施策では人員不足を補えない。共助中心の施策を行う必要がある。
 - ・地域のことは地域の人でしかわからないことがある。地域の人の問題意識を持って地域の課題を見つけ、話し合える場があるとよい。



●主なとりくみ

(1) 健康福祉部門における包括的な支援体制を整えます

- それぞれの相談機関が、専門分野以外の相談を含めて、相談者の困りごとなどをまるごと受けられる体制を整備します。

主な
例

- 高齢者支援
- 障害者支援
- 子ども・子育て世帯支援
- 生活困窮者支援
- 福祉総合窓口
- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター、相談支援事業所、青い実学園（未就学児）
- 総合子育て支援センター、子育てプレイス、基幹型保育所、家庭児童相談室、児童館
- くらし・しごと支援センターさやま※1
- トータルサポート推進室※2

- それぞれの福祉部門で課題の抽出や解決に向けた検討を行う体制を整えます。

主な
例

- 高齢者支援
- 障害者支援
- 子ども・子育て世帯支援
- 地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議
- 障害者自立支援協議会
- 要保護児童対策地域協議会、利用者支援連絡会議、つどいの広場事業会議

- 複数の福祉部門にまたがる複合的な問題や複雑な問題について、トータルサポート推進室で支援や調整を行い、解決を図ります。
- 医療機関や介護施設、福祉団体などへトータルサポート推進室を周知し、連携を図ります。

【新しいとりくみ】

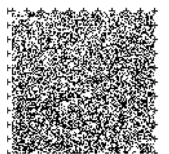
- それぞれの福祉部門の相談機関や会議では解決できない個別の問題を市関連職員や福祉関連機関・団体等を構成員としたトータルサポート推進会議において検討し、解決を図ります。
- 移送サービス、買い物支援、空き家やごみ屋敷問題など総合的に取り組むべき問題を解決するために必要な地域資源の開発を進めます。
- 庁内外の相談支援機関を対象に研修を実施し、相談支援員のスキルアップや養成を行います。

※1 くらし・しごと支援センターさやま

生活に困窮されている方が生活保護に至る手前の段階で早期に自立できるように、専門の相談員を配置した相談窓口。経済的な問題だけでなく、心身や家庭の問題など複合的な問題に対応し、自立した生活を営めるように相談と支援を行っています。

※2 トータルサポート推進室

断らない相談窓口として、複雑化した問題をまるごと受け止め、解決を図る市役所内機関。関係する機関との連携や調整を行う。相談者に対しては、積極的に向かいの支援も行います。P53「トータルサポート推進室とは」で詳しく紹介。



（２）地域での困りごとや相談を受け止める体制整備を進めます

- ・社会福祉協議会や第2層協議体※3への支援を行うことで、全世代型の地域住民による常設活動拠点が各地域に設置され、地域の困りごとや相談が、地域住民同士で話し合われるようにします。
- ・社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)※4が行う相談支援事業を支援することで、地域の問題の早期発見を目指します。
- ・民生委員・児童委員の活動を周知し、地域住民による地域の問題の早期発見や関係機関へのスムーズな引継ぎが行われるようにします。
- ・民生委員・児童委員と自治会や各関係機関との意見交換会を実施し、連携を深めます。

●関連する主な計画

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・子ども・子育て支援事業計画（こども支援課）
- ・地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・近所で困っている人がいたら、話を聞き、必要に応じて地域の相談窓口や行政の相談窓口へ行くよう促します。

地域福祉活動団体

- ・地域の人々が困りごとを相談しやすい体制を作ります。

社会福祉法人

- ・地域における公益的な取り組みとして、地域住民と協力して、困りごとを受け止め、支援する体制を作ります。

社会福祉協議会

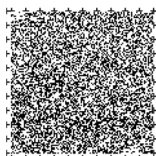
- ・地域の人たちが集まり、交流ができる拠点づくりを促進します。
- ・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域住民や団体、専門職、行政と連携して地域の生活課題の発見や解決を図ります。

※3 第2層協議体

生活支援体制整備事業による、地域課題の解決や社会資源の開発を検討し、話し合いをする場。メンバーは実際にその地域で活動をしている地域住民を中心に、自治会や地元企業等多様な構成となっています。

※4 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

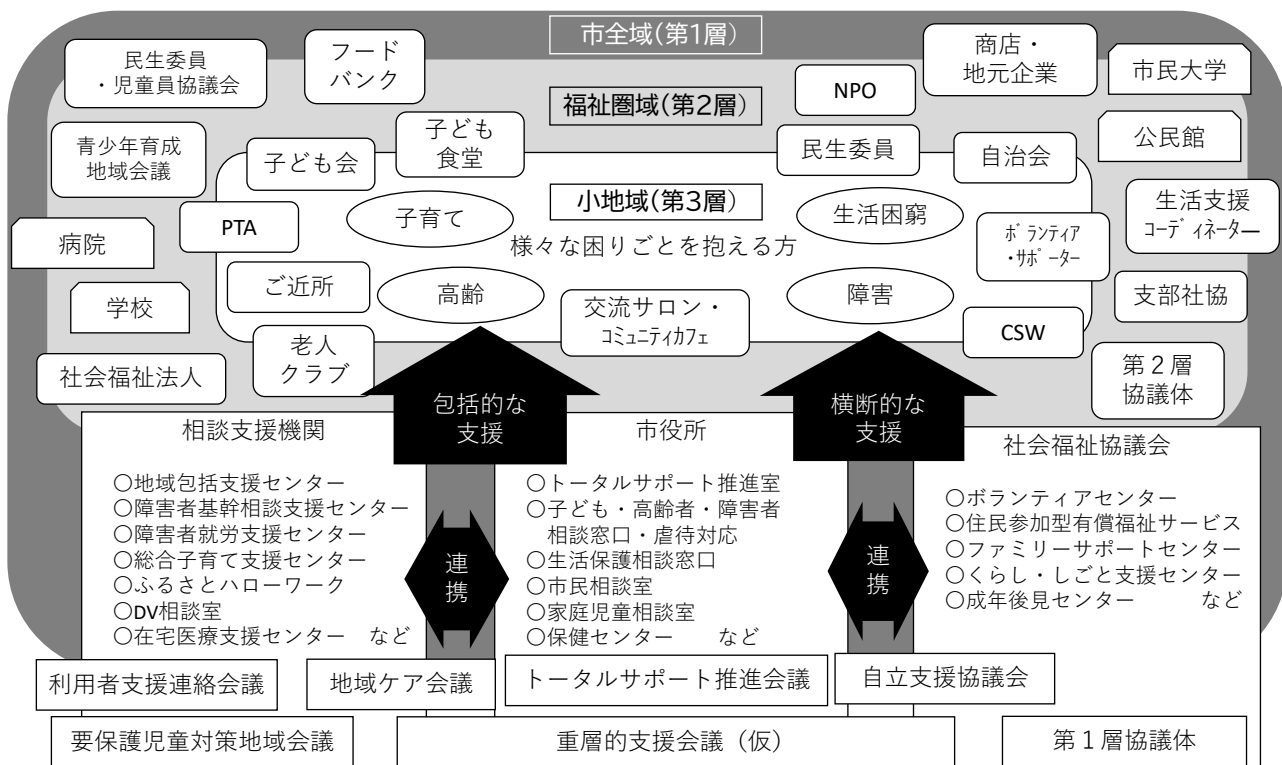
社協が支部社協単位で設置し、個別支援や地域支援にあたる職員。地域と連携して問題の解決を図ることを役割としています。



【解説】狭山市トータルサポート体制とは？

狭山市トータルサポート体制とは、縦割りの相談体制では対応が困難な、世帯の中で問題が複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、地域の中で孤立しているケースなどを、確実に支援につなげていくための、地域の様々な団体や機関を含めた包括的な仕組みです。

■トータルサポート体制のイメージ図



トータルサポート推進室とは

平成30年度から開設された、市民からの相談をまるごと受け止め支援する（トータルサポート）機関。市役所1階に窓口があり、行政機関、医療機関、地域福祉活動団体、民間企業などと連携して困りごとを解決しています。

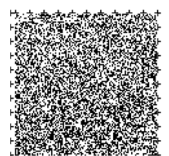
<トータルサポート推進室の役割>

① 断らない相談支援

複合的な問題や、複雑な問題を丸ごと受け止めます。専門的な相談員が面接を行い、表面的なニーズではなく、相談者の抱える問題をしっかりと把握します。

② アウトリーチ機能

地域で孤立して困っている人（SOSを出せない、出たくない人）、また民生委員を含む地域住民が心配している人に対し相談が来るのを待つのではなく、積極的に向かい合い支援を行います。



③ 相談調整機能

複雑かつ複合的な問題を解決するための方針を関係機関と共有し、各機関の機能を踏まえて、相談者の包括的な支援ができるチームを調整します。

④ 後方支援機能

対応が困難になってしまっている相談について、何が問題になっているかを相談支援機関と共に考え整理し、包括的に支援ができるようにします。

<新しい役割>

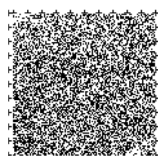
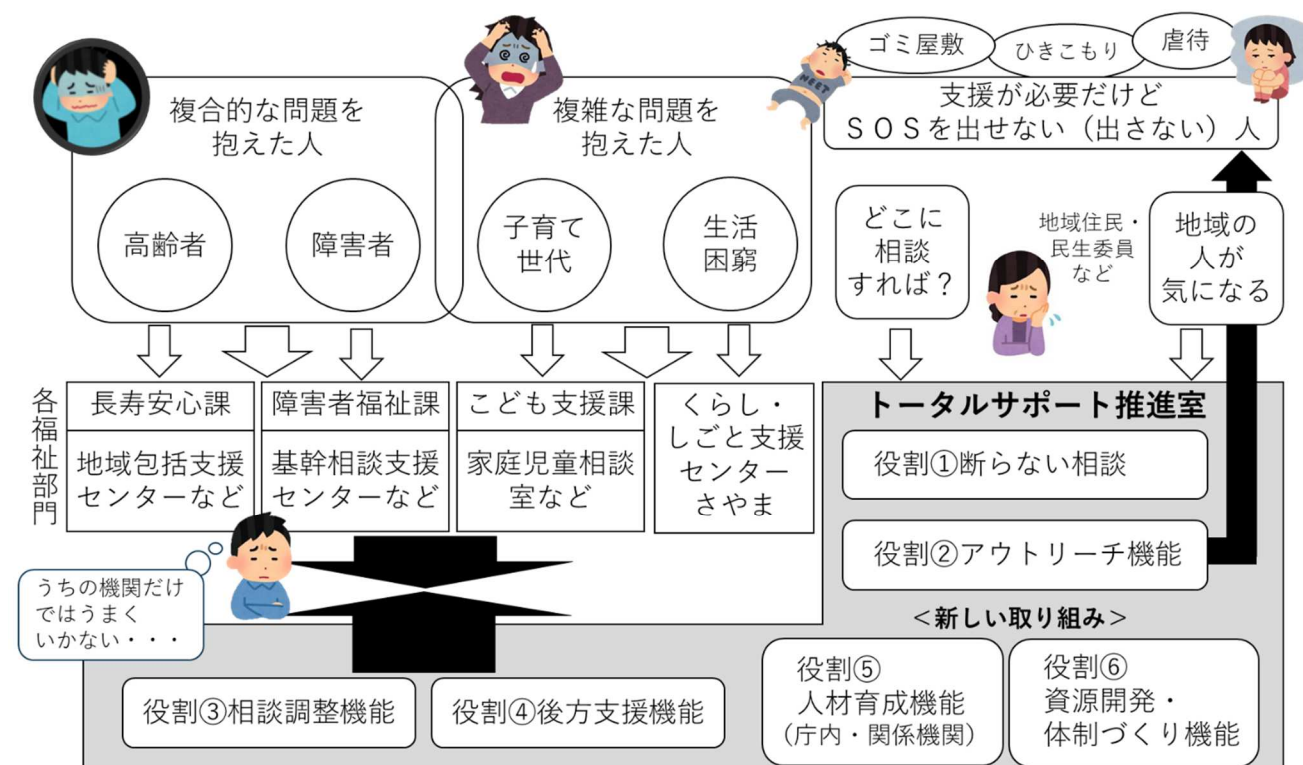
⑤ 人材育成機能

庁内外の相談支援機関を対象に研修を行い、相談支援員のスキルアップや養成を行います。

⑥ 資源開発・体制（ネットワーク）づくり機能

地域から吸い上げられた地域生活課題の解決に向け、地域住民や地域福祉活動団体、関係機関などと協力して資源開発や体制づくりを行います。

■トータルサポート推進室のイメージ図



基本目標2 健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます

施策1 全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます

●理由と目的

少子高齢化の進行や共働き世帯の増加、社会のグローバル化などにより、生活様式が多様化する中で、必要な情報や支援が必要な人に届いていない可能性があります。自ら情報を得ることが困難な人にも必要な情報が届き、誰もが必要な福祉サービスを受けられる体制づくりを推進します。

●施策の目指す姿

福祉サービスが行き届き、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりがされています。

●関係するキーワード

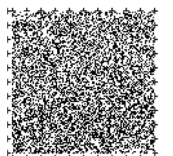
- ・人口はゆるやかに減少するが、高齢化率は伸び続ける
- ・在住外国人は増加傾向であり、国籍は様々
- ・わかりやすい市政情報を求める市民が5割を占め、市から情報が正しく届いていない可能性もある
- ・身体に障害のある人で、他者から障害が見えにくい人たちが3割超え
- ・保育所の定員数は入所児童数と待機児童数の合計よりも多くなっている
- ・生活保護に至らない生活困窮者が増加傾向

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・コロナ禍により、「安心」の定義が変わった。それを踏まえて施策を考えていく必要がある。
- ・行政サービスの充実が評価されることにより、障害者手帳などの申請が進んだり、市内への転居者が増えることも考えられる。
- ・今の時代に沿った新しい情報伝達の方法を取り入れるべき。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・市の広報紙や公式ホームページ、自治会回覧だけでは、必要な人に情報が届かない現状がある。ターゲットを絞ったそのターゲットに合った情報提供と、ターゲットを絞らない全体への情報提供の使い分けが必要。
- ・障害者アンケートでは公式ホームページは見ないが、市の広報紙は見るといった傾向がある。紙媒体での情報提供はまだまだ強いと思われる。



●主なとりくみ

(1) 生活に困難を抱える人や世帯への支援を行います

- ・トータルサポート体制を推進し、社会福祉協議会や福祉に関連する機関等と協働して、生活の困りごとを解決する支援を行います。
- ・困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援を行うことで、貧困が次の世代に続く負の連鎖を防ぎます。
- ・民間団体等が実施している子ども食堂やフードバンクなどの活動とマッチングを図り、生活困窮者と地域社会とのつながりを深めます。
- ・生活困窮者や高齢者単身世帯、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する方を支援し、民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進します。

(2) 利用者にわかりやすい情報発信を行います

- ・アクセシビリティ（利用しやすさ）に配慮した公式ホームページやSNSでの情報発信により、適切な公的福祉サービスの利用促進を図ります。
- ・外国語での案内やICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））を取り込んだ仕組みづくりを進め、外国の人も住みよいまちづくりを進めます。

(3) 各分野の福祉サービスの質の向上と適正化を図ります

- ・体制づくりや関係職員のスキルアップにより、福祉サービスの質を向上し、必要な支援が必要な人に届くようにします。

主な例

・高齢者支援・・・

介護保険サービス事業者協議会との協働による幅広い人材の育成と、介護サービスの給付内容の分析や事業者への指導監査などの実施により、質の向上と介護保険給付の適正化に取り組みます。

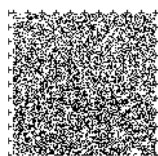
・障害者支援・・・

障害者自らの意思やライフステージに応じた生活支援を共に考え、サービスを適切に結びつけるケアマネジメントの取り組みを強化します。

・子ども・子育て世帯支援・・・

就学前の教育・保育に関するニーズが多様化する事業について、必要な量を見込んだ保育施設や運営体制の整備拡充を行い、提供体制を確保します。

地域における切れ目のない子育て支援の拠点として総合子育て支援センターと各子育てプレイス等が一体となって、各団体と利用者のネットワークづくりを推進します。



【新しいとりくみ】

(4) 再犯防止や社会復帰に向けた取り組みを推進します

- ・ 犯罪をした方や、非行のある青少年が、地域社会に復帰できるように保護司や相談支援機関、地域福祉活動団体等が連携して自立更生の促進を図ります。

●関連する主な計画

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・ 障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（こども支援課）
- ・ 情報化基本計画（情報政策課）

●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

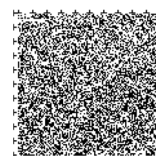
- ・ 子どもの見守りを兼ねて、登下校の時間帯に合わせて犬の散歩や買い物など外出します。
- ・ フードドライブやフードバンクへの寄付を行い、活動に協力します。

企業・事業者

- ・ 企業活動や地域貢献活動を通じて、求められている福祉サービスの事業化を図ります。

地域福祉活動団体・社会福祉法人

- ・ 地域や利用者の声から、求められている福祉サービスの事業化や公益的な取り組みの実施を図ります。



施策2 心身ともに健康でいつまでも住み続けられるまちを目指します

●理由と目的

平均寿命が延び、高齢者が増えることと比例して、今後も介護が必要な人が増えていきます。また社会情勢や生活環境の影響から、心の病を患う人や、ひとりで悩みを抱え、社会的に孤立してしまう人が増えています。地域のつながりを深め、健康づくりを通じた仲間づくりによって、お互いがお互いの変化に気づくことができ、心身ともに健康でいつまでも住み慣れた家に住み続けられる地域づくりが求められています。

●施策の目指す姿

市民一人ひとりがこころと体の健康づくりを意識し、住み慣れた地域でいつまでも過ごしたいと思われるまちづくりができています。

●関係するキーワード

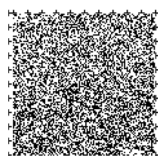
- ・要介護認定者数は年々増加しているが、高齢者人口の伸びよりも低い
- ・療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加
- ・狭山市の自殺者の原因・動機は健康問題が最も多く、埼玉県全体、全国の比率を上回っている
- ・正しい知識や情報の周知が、デマや差別を防ぐ、安心な生活に重要

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・コロナ禍で外に出られない期間、サロンやボランティア活動への参加がいかに関心の健康につながっていたかを実感した。
- ・子どもの自殺対策は福祉関連部局内の連携だけでなく、学校や警察との連携も重要。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・地域での健康づくりの自主的団体の立ち上げ支援が重要。
- ・中学生の自殺には「友達と一緒に」行う場合が見られ、原因はいじめだけでなく、社会への嫌悪の場合もある。大人や社会との橋渡しや相互理解を促す必要を感じる。
- ・まわりの人や相談者が自殺に向かうサインを見逃さず、思い留まらせる仕組みが大切。
- ・感染症の正しい知識の周知が重要。デマに踊らされず、差別など起きてはいけない。



●主なとりくみ

(1) 健康づくりの意識啓発を行い、住み慣れた家と地域で長く過ごせるようにします

- ・すこやかさやま連絡協議会やその構成団体との協働により、地域における健康づくり活動や、活動の新たな担い手の育成を推進します。
- ・市民が自ら健康づくり活動を行えるよう、各種講演会・講座の開催やウォーキングの実践、健康遊具の利用促進、すこやかさやま健康カレンダーの全戸配布などにより、健康づくりに対する意識啓発を行います。
- ・各地域で「いきいき百歳体操」を実施できるようサポーターを養成し、自主グループの活動を支援し高齢者の通いの場を作ることで健康寿命を延ばします。
- ・関係機関と連携し、正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行うとともに、適切な医療の提供体制を確保するなど、感染症の拡大防止に取り組みます。

(2) こころの健康づくりを推進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します

- ・市民に向けてこころの健康に関する知識の普及・啓発が進むよう、情報発信や講演会を実施します。
- ・心の不調の早期発見、早期対応などを図るため、市や教育、医療等関係機関の相談支援者の資質向上や、家族や地域福祉活動団体など身近な支援者の育成のための研修を実施します。
- ・児童・生徒に対して、いのちを大切にする教育の充実を図り、「SOSの出し方に関する教育」を実施するとともに、「SOS」を受け止め、支援を行うためのメンタルヘルス対策を推進します。

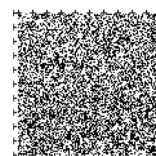
【新しいとりくみ】

(3) 孤立や、悩みを抱えこむ人のいない地域づくりを目指します

- ・変化が見つけにくい不登校の児童・生徒やひきこもりについて、家庭と、学校や関係機関との連携を図ります。

●関連する主な計画

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・健康日本21 狭山市計画・食育推進計画（健康づくり支援課）
- ・自殺対策計画（保健センター）



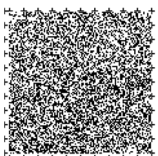
●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・普段から心身の健康に関心を持ち、体力づくりや心のリフレッシュを行います。
- ・健康診断の受診や体力チェックの講座などへの参加により、自分の心身の状態を把握し、健康な生活を心がけます。
- ・マスクの着用や手洗い、手指の消毒を徹底するなど、感染症の拡大防止に努めます。

企業・事業者

- ・関係機関と連携し、従業員の心身の健康づくりを促進します。



施策3 防災・防犯の意識を高め、安全・安心な地域づくりを進めます

●理由と目的

頻発、激甚化する災害や、手口や種類の多様化する犯罪に対し、安全・安心なまちづくりが求められています。災害や犯罪には、日頃からの備えや、地域住民同士のつながりが重要との認識が強まっており、地域の中で防災意識・防犯意識の啓発やいざという時のためのつながりづくりが必要です。

●施策の目指す姿

市民が日頃から防災意識・防犯意識を持ち、地域と行政が連携して見守りなどの地域の活動を行うことで、安全で住みよい地域環境が整い、いざという時も助け合って、被害や不安を最小限にとどめることができます。

●関係するキーワード

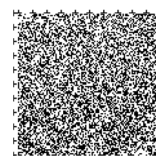
- ・市民は地域の支え合いについて、非常時の支え合いと、日頃のコミュニケーションを重視
- ・市民が市や社協に求める地域福祉充実のための取り組みは、「災害時の体制整備」、「情報提供・相談体制の充実」が上位
- ・障害のある人は避難や避難所での生活に不安を感じている
- ・子育て世帯が市に求めるものは「安心」できる環境整備

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・新しい生活様式に基づいた災害時の避難所設営を考える必要がある。
- ・年々災害の規模が大きくなっているように感じるので、避難所の指定場所や安全性や備品について、改めて調査、検証してもらいたい。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・災害に備えた地域のつながりづくりを作っていく必要がある。



●主なとりくみ

（１）地域の防災力の向上を図り、いざという時の備えをします

- ・避難行動要支援者名簿※1の周知を図るとともに、地域の支援者と情報を共有し、日頃の見守り活動や、災害時での助け合いや必要な支援に活用します。
- ・市内福祉施設との「災害時における福祉避難所※2の開設及び運営に関する協定」の締結を推進します。
- ・市の防災行政無線や広報車、メール配信サービス、公式ホームページ、SNS などによる情報発信や、各報道機関や放送機関との連携など、市民が必要とする情報を得られるように、いざという時の情報伝達手段の多重化を図ります。
- ・防災訓練や防災教育などをとおして、地域の防災意識を高めます。

（２）地域の防犯体制の強化を図ります

- ・地域防犯ネットワーク（アブック）を中心とした市民や事業者による防犯活動や見守り活動への支援や、青色防犯パトロールの実施により、地域と連携した防犯体制の強化を図ります。
- ・公式ホームページや SNS などを活用し、防犯に関する情報提供を行うとともに、関係機関や地域と連携して街頭での啓発活動などを実施し、市民の防犯意識を高めます。
- ・振り込め詐欺等、消費者被害防止のための意識啓発として、出前講座の実施や、市の広報紙などによる情報提供を行います。

●関連する主な計画

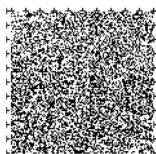
- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・情報化基本計画（情報政策課）
- ・地域防災計画（危機管理課）

※1 避難行動要支援者名簿

災害時に避難支援を必要とする人の情報を事前に登録し名簿を作成することで、自治会や民生委員・児童委員などの地域の支援者と市で情報を共有し、見守り活動や、避難支援に活用します。

※2 福祉避難所

災害が発生し、特に避難の長期化が予想される場合に、障害のある人や介護度の高いひとなど、通常の避難所では生活することが困難な方が避難生活を送ることができるように福祉関連施設に開設する避難所。なお、福祉避難所は災害発生時に必要に応じて開設される「二次避難所」であり、まずは身近な一次避難所への避難が必要となります。



●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・あいさつを交わすなど、ご近所同士のつながりを持ち、災害時にはお互いに協力できる関係を築きます。
- ・非常時用品や避難場所、避難経路、避難方法など、日頃から家族と話し合い、確認しておきます。
- ・地域の一員として、消防団の活動に参加、協力をします。
- ・登下校の見守りなど、地域の防犯活動に参加します。

地域・企業・事業者・社会福祉法人

- ・日頃から見守り活動などにより地域でのつながりを深め、防犯や防災に役立てます。

地域・企業・事業者・社会福祉法人

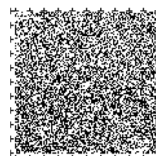
- ・様々な災害を想定して、定期的に避難訓練を実施します。

社会福祉法人・事業者

- ・市と福祉避難所の協定を結び、非常時の開設や運営に備えます。

社会福祉協議会

- ・災害ボランティアセンターを開設し、被災された方からの要望を受け、災害支援のために集まったボランティアの受け入れや派遣を行います。



施策4 権利が守られ、お互いを尊重し合える地域を育みます

●理由と目的

児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）、インターネットでの誹謗中傷や、社会的弱者やマイノリティへの偏見等、人権侵害に関するニュースが取り上げられています。虐待や差別をなくし、多様性への理解や誰もがお互いを尊重し合える地域づくりが必要です。

●施策の目指す姿

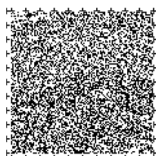
市民の人権擁護の意識が高まり、誰もが自分らしく生活できるようお互いを尊重し合える地域ができています。

●関係するキーワード

- ・障害のある人の8割以上が差別解消のために重要と考えているのは障害への理解促進
- ・児童虐待の通告件数が増加傾向にあり、その中で一番多いのは心理的虐待に関すること

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・児童虐待についてはこども支援課、保育幼稚園課、障害者福祉課で統一的な対応が進んでいる。
- ・女性への虐待やDV問題などは子どもと関連することが多いが、障害者や高齢者との関わりもある。
- ・高齢者の増加に伴い、認知症の人が増えることが予測でき、成年後見制度の活用必要性が今後高まる。
- ・成年後見人の講演会などのPR活動では、制度の存在の周知だけでなく、具体的な後見人の役割やできることを知りたいという意見がある。
- ・市長申し立てへの支援など、後見人が必要とされる人への対応も重要。



●主なとりくみ

(1) 多様性への理解や人権擁護など、福祉に関する意識啓発を図ります

- ・LGBT※1など多様性に対する偏見や差別意識の解消、社会的弱者への虐待防止、認知症への理解など、人権擁護や福祉に関する意識啓発を、学校や公民館等と連携し、関心のある人だけでなく、普段意識をしていない人に向けて行います。
- ・障害のある人への差別的取り扱いの禁止と合理的配慮について意識啓発を行います。

(2) 虐待の早期発見・早期対応のための体制整備を進めます

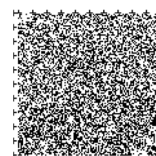
- ・児童や障害者、高齢者への虐待やDVに対しての講演会を実施し、虐待防止についての理解を深めます。
- ・障害者虐待防止センターを周知し、障害者への虐待の早期発見と防止を図ります。
- ・狭山市要援護高齢者等支援ネットワーク体制の拡充を図り、高齢者のいる世帯を地域で見守り、高齢者の虐待の早期発見を図ります。
- ・地域や学校と子ども関連部局が情報を共有し、児童への虐待の早期発見と防止を図ります。
- ・オレンジリボンキャンペーンをとおして、児童虐待防止に対する意識啓発を行います。

(3) 成年後見制度の充実を図ります

- ・成年後見制度利用促進計画を策定するとともに、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置し、必要な人が制度を利用できる仕組みをつくります。
- ・成年後見制度に関する講演会や講座を実施し、制度への理解を深め、必要な人が制度を利用できるようにします。
- ・成年後見制度の利用促進のために、市民後見人の育成や活用を図ります。
- ・相談や課題分析機能を強化し、市長申し立てや候補者推薦に対応できる体制を整えます。

※1 LGBT

LGBTとは、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとって組み合わせた言葉で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつ。



●関連する主な計画

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿安心課）
- ・障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・子ども・子育て支援事業計画（こども支援課）
- ・男女共同参画プラン（男女共同参画センター）

●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・気構えずに行ける場所や、気軽に話や相談ができる人を作ります。
- ・あいサポーターや認知症サポーターなどの養成講座に積極的に参加します。
- ・多様性や権利擁護についての講演などに積極的に参加します。

市民一人ひとり・地域・民生委員・児童委員

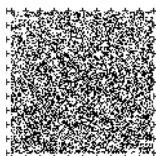
- ・地域の気になる世帯や支援が必要な人に、日常的な声掛けや見守りを行い、必要を感じたら関係機関へ連絡します。

企業・事業者・地域福祉活動団体

- ・日頃から地域の人に関心を持って接し、異変を感じたら声掛けをし、関係機関へ連絡します。
- ・講習会等への参加や情報収集を積極的に行い、福祉に関する知識の取得や意識の醸成を図ります。

社会福祉協議会

- ・講演会や講座を開催し、福祉に関する意識啓発や制度の周知を図ります。



基本目標3 地域福祉を推進する仕組みづくりを進めます

施策1 団体や事業者の地域福祉活動を支援します

●理由と目的

地域福祉活動団体では構成員の高齢化などによる人員不足や、活動資金の不足が問題となっています。また、事業者は事業者同士や地域とのつながりづくりに困難を抱えています。適切な協力と支援を行うことで、地域福祉活動団体や事業者の地域活動を活発化させ、地域の活性化につなげます。

●施策の目指す姿

地域福祉活動団体や事業者が結び付き、得意分野や専門性を生かした地域課題の解決に取り組むなど、活発に活動をしています。

●関係するキーワード

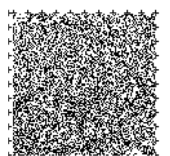
- ・地域福祉活動団体等の活動上の問題は、人材に関することが上位
- ・地域福祉活動団体等が市と社協に望むものは、1位が「人材育成」2位が「地域活動への参加の促進」

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・新規団体への補助金が3年間で終了するが、その後の支援策も必要。
- ・成果が上がっている団体へは支援を継続するなど、一律ではない対応が必要。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・最初の3年間の補助金制度ばかりで、4年目以降の状況は団体任せになっている。
- ・自主財源の確保を指導しながらの補助金交付であるはずが、指導ができていない。
- ・バザーやイベントで団体自らが積極的に資金確保などを行う意識づくりが必要。
- ・資材の貸出し援助などにより、イベントへ出店などでの資金確保策を支援する。
- ・事業継続はリーダーの指導力次第の傾向があるため、リーダー育成事業は重要。



●主なとりくみ

(1) 地域福祉活動団体の設立や活動を支援します

- ・地域福祉活動団体の設立や運営について、補助金を交付するなどにより支援します。
- ・後援名義の許可やPRへの協力により、団体活動を支援します。
- ・社会福祉協議会の地域福祉活動者研修助成事業により、団体やリーダーの育成を行います。
- ・先進的な福祉活動の情報を地域に還元し、地域福祉活動の活性化を図ります。

【新しいとりくみ】

- ・寄付金や市民参加のファンドレイズ※1などによって、地域福祉活動団体を支援します。

(2) 企業や大学、社会福祉法人など事業者の地域福祉活動を支援します

- ・公益的な取り組みを行う社会福祉法人に対して、事例や先進的な取り組みの情報提供を行います。
- ・社会福祉協議会の社会福祉法人連絡会運営事業により、法人同士の連携やネットワークの強化を支援します。

【新しいとりくみ】

- ・企業、大学の地域福祉に関する取り組みを市民に広く紹介する機会を設けます。

(3) 地域福祉活動団体の拠点の確保と運営を支援します

- ・地域福祉活動団体の活動拠点として、社会福祉会館の環境整備に努めます。
- ・社会福祉協議会の助成により、子ども食堂の運営を支援します。

【新しいとりくみ】

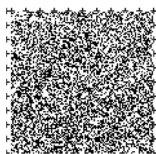
- ・空き家問題の解決策を兼ねた空き家の活用により、地域福祉活動団体への活動拠点づくりを支援します。

●関連する主な計画

- ・空家等対策計画（都市計画課）
- ・地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

※1 ファンドレイズ

直訳すると「資金調達」。民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。主に民間非営利組織の資金集め について使われる用語。



●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり・地域

- ・企業や事業者へ地域のイベントや地域福祉活動への参加を呼びかけます。
- ・地域福祉活動に貢献する企業や事業者を積極的に利用します。

企業・事業者

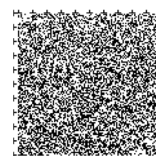
- ・従業員の地域福祉活動への参加を促進します。
- ・地域の福祉活動に賛同し、寄付や支援を行います。

地域福祉活動団体

- ・得意分野や専門性を生かして、地域福祉活動に関わります。
- ・事業が継続して展開できるよう、運営資金の調達を工夫します。

社会福祉協議会

- ・地域福祉活動団体等へ情報提供を行い、運営資金調達の場の提供や方法について助言します。
- ・地域や団体で必要とされている福祉活動やスキルがわかるような地域福祉資源のマップづくりを進めます。
- ・地域の困りごとやニーズをくみ取り、求められている福祉活動と地域福祉資源のマッチングを行います。
- ・個々に地域福祉活動に取り組んでいる人を組織化し、活動を持続的に提供できる団体を育てます。



施策2 団体や事業者同士が互いに協力し合える体制づくりを進めます

●理由と目的

地域福祉活動を行う団体や事業者が単独で行う地域福祉活動には限界があります。類似事業の団体同士、または異なる事業を行う団体がつながることで、地域資源を無駄なく有効に活用し、地域のさらなる活性化を促します。

●施策の目指す姿

団体や事業者がお互いの長所を生かし協力し合うことで、地域資源活用の相乗効果が生まれています。

●関係するキーワード

- ・地域福祉活動団体等が市と社協に望むものは、1位が「人材育成」2位が「地域活動への参加の促進」
- ・地域福祉活動団体等同士の交流は情報の共有や連携を重視している

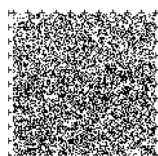
●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・地域の中や、団体同士で話し合う機会が必要。
- ・活動者自らが活動を広めることも必要である。
- ・団体が自治会ともつながり、連携できるようになるとよい。
- ・地域のプラットフォームづくりと協議体の連携が必要。

●主なとりくみ

(1) 地域福祉活動団体等のネットワークを構築し、相互に協力できる体制づくりを進めます

- ・ネットワーク活動支援員により、支援者・地域・子育て世帯をつなぐ「さやま子育て支援ネットワーク」を推進します。
- ・社会福祉協議会をとおして、地域福祉活動団体等が、相互に協力できる関係づくりを支援します。
- ・社会福祉協議会の運営する狭山市コミュニティサロン協議会へ助成し、地域サロン同士の情報共有や連携を支援し、相互で協力できる関係を築きます。



●関連する主な計画

- ・子ども・子育て支援事業計画（こども支援課）
- ・地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

●市民・団体・事業者などに期待する行動

企業・事業者

- ・プロボノ※1活動による地域貢献をします。

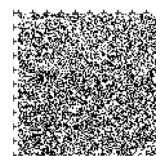
地域福祉活動団体

- ・団体同士で協働・協力し、普段とは違う人たちの交流や、単独ではできない規模の活動やイベントを行います。
- ・活動での新しい取り組みや反響の大きかった出来事などを積極的に情報交換し、それぞれの活動に反映して役立てます。

社会福祉協議会

- ・他市町村での成功事例や、ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））などの新しい技術を積極的に取り入れたイベントや講座を実施し、地域福祉活動団体等にノウハウや情報を提供します。

※1 プロボノ
ラテン語で「公共善のために」を意味する「pro bono publico」の略で、各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する専門家自身のこと。



施策3 地域福祉活動への地域住民の参加を促進します

●理由と目的

地域福祉活動が、いつどこで行われているかなどの情報が多くの人に届いていない状況がある一方、人手不足により、活動に支障がでている地域福祉活動団体が見受けられます。適切な情報伝達を行うことで、市民の地域福祉活動への理解と参加を促進します。

●施策の目指す姿

市民が積極的に地域福祉活動へ参加し、地域に根差した持続可能な活動となるとともに、参加する市民それぞれの生きがいや居場所となっています。

●関係するキーワード

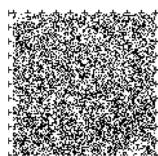
- ・地域活動は6割を超える人が現在参加していないが、地域活動への参加意欲は40歳未満でも4割を超え、年代とともに高くなっている
- ・地域につながらない高齢者が3割いる一方で、地域と関わりを持ちたい高齢者が5割を超える
- ・自治会や老人クラブの会員数は減少傾向である一方、ボランティア登録者は増加傾向にある
- ・地域福祉活動団体等が市と社協に望むものは1位が「人材育成」2位が「地域活動への参加促進」

●第4期地域福祉計画策定専門部会からの意見

- ・福祉の担い手や福祉に関心を持つ人が減ってきているように感じる。
- ・活動を次の世代につなげないと、地域が疲弊してしまう。
- ・民生委員・児童委員と障害福祉関連職員など、分野を超えたつながりを作ることが大切。
- ・アフターコロナの取り組みで、今までと違う形で関わる人が出てくればいいと思う。

●地域福祉庁内推進会議からの意見

- ・市民大学の卒業生を活用して、人材育成の時点から地域とのつながりを持つ仕組みづくりを考える必要がある。
- ・同じような事業で同じようなメンバーが参加していることの是正が必要。
 - ・ある時期に支えてもらった人が、別の時期や別の方面で支える側になってもらえるような仕組みづくりが必要である。
 - ・コロナ禍でのマスク配りで社協を知ったという人がいたように、活動を知ってもらうことが重要。



●主なとりくみ

(1) 地域福祉事業での事例紹介やチラシの配布等により、地域福祉活動団体等への加入を促進します

- ・まつりやイベントなどへ団体として参加し、活動のPRをしてもらうことで、団体への加入や運営資金の確保につなげます。

(2) 民生委員・児童委員の認知を高め、活動を支援します

- ・市の広報紙やチラシで市民へ民生委員・児童委員の活動内容をわかりやすく説明し、活動への関心や理解を深めます。
- ・民生委員・児童委員協議会へ活動費を補助するなど、民生委員・児童委員の円滑な活動を支援します。

(3) 地域の最小単位であり、最も身近な地域コミュニティのひとつである自治会を支援し、住民自治の意識を高めます

- ・地域活動に取り組む自治会連合会と各自治会へ運営費補助金を支給します。
- ・市への転入手続きの際に自治会活動を紹介したチラシを配布し、自治会の加入を促します。

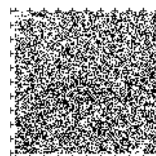
【新しいとりくみ】

(4) 福祉人材が地域や地域福祉活動団体等へつながる流れをつくります

- ・市民大学の卒業生による新しい団体の立ち上げや、卒業生を既存の団体へつないでいく支援をします。
- ・公民館における社会教育活動や協働のまちづくり事業と連携し、地域や地域福祉活動団体等とつながる講座等を企画・開催します。

●関連する主な計画

- ・障害者福祉プラン（障害者福祉課）
- ・教育振興基本計画（教育委員会）
- ・地域福祉活動計画（社会福祉協議会）



●市民・団体・事業者などに期待する行動

市民一人ひとり

- ・地域に関心を持ち、ボランティア活動や自治会活動に参加します。

市民一人ひとり・地域

- ・民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。

地域福祉活動団体

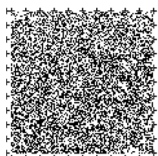
- ・地域福祉活動に、新しい人が参加しやすいように、どのように、どのような活動を行っているか、団体の広報誌の作成や SNS をとおして情報発信します。
- ・お試し参加の受け入れや活動の時間帯を変えてみるなど、若い人や関心がある人が参加しやすいよう受け入れの工夫をします。

高校・大学

- ・生徒・学生がボランティア活動に積極的に参加できるように、クラブやサークルでのボランティア活動の奨励や、単位化の推進・導入を図ります。

社会福祉協議会

- ・興味や関心事に合わせて地域福祉活動に参加できる、マッチングの仕組みを工夫します。
- ・地域や団体で必要とされているボランティア活動やスキルがわかるような地域福祉資源のマップづくりを進めます。



第5章 計画の推進と評価

P75

- 1. 計画の進行管理 P76
- 2. 計画の評価 P76
- 3. 計画の推進体制 P76

はじめに

第1章

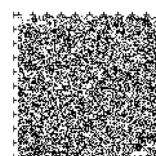
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



1. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルに基づき実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）し、その後の計画を見直す（Act）という一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

2. 計画の評価

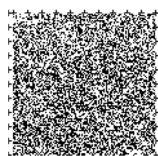
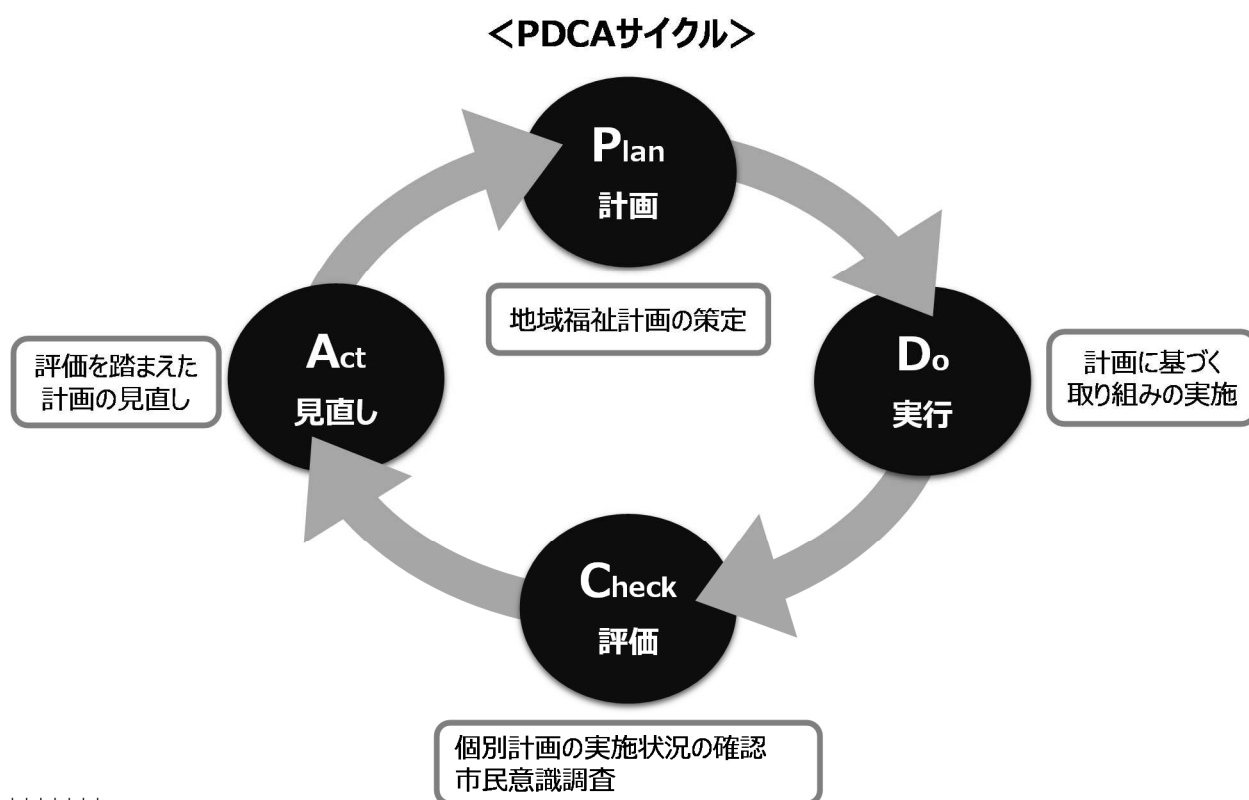
本計画の評価は、関連する各個別計画の実施状況と市民や地域福祉活動団体等へのアンケート調査等の結果から評価を行います。

評価の実施は、計画期間の後期である令和6年度に行い、評価結果については、公式ホームページや市の広報紙などにより市民に広く公開します。

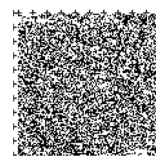
3. 計画の推進体制

社会福祉に関する学識経験者や地域福祉活動団体の代表者等の市民で構成される「社会福祉審議会」と、庁内の会議体である「地域福祉庁内推進会議」がPDCAサイクルに基づいて計画の進行管理を行います。

■PDCAサイクルのイメージ図

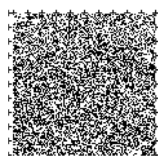


- | | |
|------------------|-----|
| 1. 計画策定の経過 | P78 |
| 2. 狭山市社会福祉審議会 | P79 |
| 3. 狭山市地域福祉庁内推進会議 | P84 |



1. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年	
12月2日（月） ～12月27日（金）	狭山市の「地域福祉」に関する市民アンケート 狭山市の「地域福祉」に関する団体アンケート
令和2年	
7月16日（木）	第2回狭山市社会福祉審議会 議題・社会福祉審議会の概要について ・第4期狭山市地域福祉計画及び第8期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・専門部会の委員について
7月16日（木）	第1回第4期狭山市地域福祉計画策定専門部会（以下策定専門部会） 議題・骨子案について
7月27日（月）	第1回狭山市地域福祉庁内推進会議 議題・狭山市地域福祉推進計画に基づく令和元年度取組結果について ・第4期狭山市地域福祉計画骨子案について
8月20日（木）	第2回策定専門部会 議題・計画案について ・「新しい生活様式」でのつながりづくりについて
8月25日（火）	第2回狭山市地域福祉庁内推進会議 議題・計画案について ・「新しい生活様式」でのつながりづくりについて
9月24日（木）	第3回策定専門部会 議題・「ピクトグラム案」「表紙案」について ・計画案について
10月15日（木）	第4回策定専門部会 議題・「ピクトグラム案」「表紙案」について ・計画案について
10月15日（木）	第3回狭山市社会福祉審議会 議題・第4期狭山市地域福祉計画について
10月22日（木）	第3回狭山市地域福祉庁内推進会議 議題・第4期狭山市地域福祉計画 素案について
12月1日（火） ～12月31日（木）	パブリックコメントの実施
令和3年	
1月21日（木）	諮問
1月21日（木）	第4回狭山市社会福祉審議会（書面会議） 議題・第4期狭山市地域福祉計画及び第8期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の答申（案）について
2月8日（月）	答申



2. 狭山市社会福祉審議会

(1) 狭山市社会福祉審議会条例

昭和61年 1月 6日条例第 1号
改正 昭和61年2月19日条例第 6号
平成11年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 本市に、社会福祉行政の円滑な推進を図るため、狭山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 社会福祉事業に従事する者

(2) 知識経験を有する者

(一部改正〔平成11年条例17号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

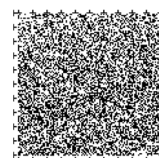
(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。



(専門部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(狭山市保育協議会条例の廃止)

2 狭山市保育協議会条例(昭和55年条例第37号)は、廃止する。

(狭山市立老人福祉センター条例の一部改正)

3 狭山市立老人福祉センター条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

(狭山市立児童館条例の一部改正)

4 狭山市立児童館条例(昭和51年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中老人福祉センター運営委員会委員の項、児童館運営委員会委員の項及び保育協議会委員の項を削り、農村環境改善センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

社会福祉審議会委員	日額 5,200		
-----------	----------	--	--

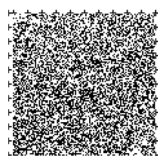
(一部改正〔昭和61年条例6号〕)

附 則(昭和61年2月19日条例第6号抄)

1 この条例中、(中略)第2条の規定は昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第17号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。



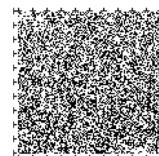
(2) 狭山市社会福祉審議会委員名簿

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（令和2年7月1日時点、順不同、敬称略）

	専門 部会	委員氏名	選出区分	所属団体等
1	☆	あさが さきこ 朝賀 咲子	社会福祉事業に 従事する者	水野児童館長
2		いむら けいこ 井村 桂子	知識経験を有す る者	サロン103代表
3	☆	うだ ひろゆき 宇田 博之	知識経験を有 する者	狭山市視覚障害者の会会長
4	☆	おの すみこ 小野 澄子	知識経験を有 する者	民生委員・児童委員協議会副会長
5		さかもと ひさお 坂本 比佐夫	知識経験を有 する者	自治会連合会幹事
6	☆	すわ とおる ○●諏訪 徹	知識経験を有 する者	日本大学教授
7	☆	たぶち たかし 田渕 隆史	社会福祉事業 に従事する者	狭山市社会福祉協議会職員
8	☆	なるせ ゆういち 成瀬 雄一	知識経験を有 する者	武蔵野短期大学教授
9		ほうしゃく ひでひこ 寶 積 英彦	知識経験を有 する者	大生病院長
10	☆	ほそい ひろこ 細井 弘子	知識経験を有 する者	ボランティアの止まり木
11	☆	ほり さつき 堀 さつき	知識経験を有 する者	身体障害者相談員
12		みやもと ゆうじ ◎ 宮本 雄司	知識経験を有 する者	元市職員
13		むろおか じゅんじ 室岡 潤司	社会福祉事業 に従事する者	特別養護老人ホームむさしの園施設 長
14		やぶき としこ 矢吹 利子	知識経験を有 する者	健康づくり推進協議会
15	☆	やまぐち つよし 山口 剛	社会福祉事業 に従事する者	障害者支援施設大樹の森施設長
臨時委員（第4期狭山市地域福祉計画策定専門部会）				
任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日				
1	☆	なかむら こ 中村 ルミ子	臨時委員	地域福祉推進市民会議
2	☆	なみかわ よしのり 南川 良典	臨時委員	公募
3	☆	やすなが やすえ 安永 康枝	臨時委員	地域福祉推進市民会議

☆：第4期狭山市地域福祉計画策定専門部会委員

◎：社会福祉審議会会長、○：副会長 ／●：専門部会部会長



(3) 諮問と答申

①諮問

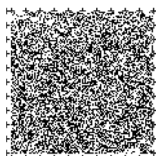
狭福政発第378号
令和3年1月21日

狭山市社会福祉審議会
会長 宮本 雄司 様

狭山市長 小谷野 剛

第4期狭山市地域福祉計画について（諮問）

第4期狭山市地域福祉計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます



②答申

令和3年2月8日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市社会福祉審議会
会長 宮本 雄司

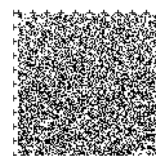
第4期狭山市地域福祉計画について（答申）

令和3年1月21日付け狭福政発第378号で諮問のあった第4期狭山市地域福祉計画について、慎重に審議した結果、本案を了承します。なお、本計画の実施にあたっては策定専門部会による協議の経過にも十分配慮いただくとともに、下記のとおり意見を付して答申とします。

記

1. 狭山市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するためには、市民、地域福祉活動団体、地域企業等と市の協働により取り組む必要があることから、計画の内容について十分な周知を図るとともに、庁内の各部署及び関係機関との連携のもと、包括的支援体制の整備拡充に取り組んでください。
2. 狭山市社会福祉協議会の策定する第4期狭山市地域福祉活動計画との連携を図り、地域福祉の推進に取り組んでください。
3. 社会情勢の変化に伴い、地域福祉の新たな課題が顕在化してくることが考えられるため、常に地域と社会の動向の把握に努めるとともに、新たな課題に素早く適切に対応できるよう、計画の見直しを定期的に行ってください。
4. コロナ禍においても、地域福祉の推進が後退・停滞しないよう状況に応じた適切な対応をしてください。

以上



3. 狭山市地域福祉庁内推進会議

狭山市地域福祉庁内推進会議設置要綱

(令和2年4月16日狭山市長決裁)

(設置)

第1条 狭山市長（以下「市長」という。）は、狭山市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他、地域福祉関係施策の連絡調整等に関すること。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、福祉こども部長が招集し、福祉こども部長が議長、長寿健康部長が副議長となる。

- 2 議長は、審議事項の内容により、別表に掲げる者全員の出席を求める必要がないと認められるときは、その一部の者の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる者以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。
- 4 別表に掲げる者のうち、自ら会議に出席できないときは、当該会議の所掌事務について、実質的にこれに代わる判断をすることができる者を代わりに出席させることができる。
- 5 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を代理する。
- 6 議長は、庁内推進会議を政策調整会議を兼ねるものとして開催することができる。

(庶務)

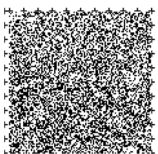
第5条 庁内推進会議の事務局は、福祉こども部福祉政策課とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

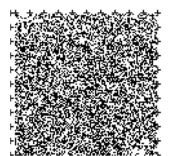
- 1 この要綱は市長の決裁を得た日から施行する。
- 2 狭山市地域福祉推進機関連絡会議設置要綱（平成26年4月10日市長決裁）は廃止する。



別表（第3条関係）

（行政組織順）

議長	福祉こども部長
副議長	長寿健康部長
	長寿健康部次長
	総合政策部政策企画課長
	総合政策部行政経営課長
	総合政策部財政課長
	福祉こども部福祉政策課担当課長 （狭山市社会福祉協議会事務局長）
	福祉こども部障害者福祉課長
	福祉こども部こども支援課長
	福祉こども部保育幼稚園課長
	長寿健康部長寿安心課長
	長寿健康部長寿安心課介護保険担当課長
	長寿健康部健康づくり支援課長
	その他計画に関連する課の課長



人が人を **さ** さえ、みんなに **や** さしい、元気な **ま** ち

第4期狭山市地域福祉計画

発行日 令和3年(2021年)3月

発行者 狭山市

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5

電 話 04-2953-1111(代表)

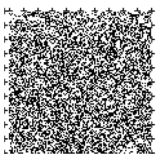
FAX 04-2954-6262(代表)

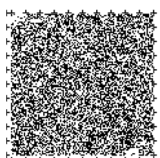
URL <https://www.city.sayama.saitama.jp/>

担 当 福祉こども部福祉政策課



▲市公式
ホームページ
QRコード







狭山市公式
イメージキャラクター
七夕の妖精
おりぴい

